

# 朝倉市過疎地域持続的発展計画 (朝倉・杷木地域)

令和8年度～令和12年度



福岡県 朝倉市

# 目 次

<b>1 基本的な事項</b>	
(1) 朝倉市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 行財政の状況	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10
(9) 持続可能社会への取組	11
<b>2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b>	<b>12</b>
<b>3 産業の振興</b>	<b>14</b>
<b>4 地域における情報化</b>	<b>19</b>
<b>5 交通施設の整備、交通手段の確保</b>	<b>21</b>
<b>6 生活環境の整備</b>	<b>27</b>
<b>7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b>	<b>31</b>
<b>8 医療の確保</b>	<b>36</b>
<b>9 教育の振興</b>	<b>38</b>
<b>10 集落の整備</b>	<b>41</b>
<b>11 地域文化の振興等</b>	<b>43</b>
<b>12 再生可能エネルギーの利用の推進</b>	<b>45</b>
<b>13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b>	<b>46</b>
<b>14 過疎地域持続的発展特別事業(再掲)</b>	<b>48</b>

## 計画の趣旨

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）」は人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。

朝倉市過疎地域持続的発展計画（朝倉・杷木地域）はこの目的を達成するため過疎法第8条の規定により必要な事項を定めるものです。策定に関し、過疎法に基づき、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力のさらなる向上を実現するための各種取り組みについて定めています。

なお、本計画の策定にあたっては、「朝倉市総合計画」及び「朝倉市総合戦略」ほか各分野別計画の方向性と整合を図っています。

対象地域について、過疎法第3条第1項により、「旧朝倉町」及び「旧杷木町」が対象となっています。本計画では「旧朝倉町」を「朝倉地域」、「旧杷木町」を「杷木地域」と記載しています。

# 1 基本的な事項

## (1) 朝倉市の概況

本市は、福岡県のほぼ中央部に位置し、東西約25km、南北約15km、総面積246.71km<sup>2</sup>で、中心地から福岡市までは30km以内の距離にあります。

北部から北東部にかけて古処山、馬見山など800～1,000m級の山々が連なり、豊富な動植物が生息する自然環境に恵まれています。

福岡市等の周辺地区への水資源供給の役割を担う江川ダム・寺内ダム・小石原川ダムの3つのダムを有しており、水源地としての役割を担っています。また、南部には、市境にほぼ沿うように一級河川の筑後川が流れ、河川沿いを中心に肥沃かつ平坦な農地が広がっています。

筑後川流域の平野部は、全国的にも貴重な多重環濠集落である平塚川添遺跡(甘木地域)や杷木神籠石(杷木地域)をはじめ、多くの弥生時代の遺跡や古墳が発見されており、卑弥呼が統治した邪馬台国をこの地域とする説も唱えられています。斉明天皇ゆかりの恵蘇八幡宮(朝倉地域)や南淋寺(朝倉地域)、普門院(杷木地域)などの多くの古社・古刹も存在しています。

伝統工芸では、秋月和紙・草木染め(甘木地域)などがあり、また、安長寺バタバタ市(甘木地域)や全国でも数少ない奇祭といわれる大山祇神社のおしろい祭(杷木地域)など多くの行事・祭事が受け継がれています。

近年、台風や局地的な集中豪雨、大規模な地震により全国各地で被害が発生しています。本市においても、平成24年7月九州北部豪雨や平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和5年7月豪雨等その被害は過疎地域に集中しました。特に「平成29年7月九州北部豪雨」の記録的な豪雨により市内各地で多数の山腹崩壊が発生するとともに、土砂と流木が大量に流下し、また、河川の氾濫も起き、広範囲で浸水被害が発生しました。住家をはじめとする市民の財産や道路、河川、農地等に甚大な被害が発生し、これらの影響により、33名(災害関連死1名を含む。)の尊い命が奪われ、いまだ2名が行方不明となっています。

現在も、市民と市が主体となり、関係機関等と協働で復旧・復興に取り組んでいます。

### <朝倉地域>

朝倉地域は本市の中央に位置し、西は甘木地域、東は杷木地域に挟まれており、南は九州随一の大河筑後川をへだててうきは市と隣接した地域で、農林業を主産業とする地域です。

朝倉地域の農業は、広大な面積を活かした米や麦、果樹、野菜などの栽培が中心となっており、青ネギは「博多万能ねぎ」というブランド名がつけられ、全国に出荷しており、本市を代表する農産物となっています。

また、農業用水を供給するために1663年に工事が着手されたとされる堀川用水と、その後の工事で形を変えながら現在の美しい姿となった山田堰が朝倉地域南西部の農地を潤し、少なくとも1789年には稼働していた三連水車群(菱野の「三連水車」、三島の「二連水車」、久重の「二連水車」)は200年以上にわたって周辺の水田に水を送っています。

## ＜杷木地域＞

杷木地域は、本市の東部に位置しており、東は大分県日田市、南は朝倉地域と同じく筑後川をへだててうきは市と隣接した地域で、農林業と観光を主産業とする地域です。

杷木地域の基幹作物の一つである柿などの果樹生産地は、地域中央部の山麓地帯に東西帯状に連なっています。また、もう一つの主力産業が観光産業で筑後川河畔に原鶴温泉を有します。ここを中心にフルーツ狩り等が盛んで、史跡・文化財等もいたるところに現存します。

また、温泉地に加え物産館などが農業と観光の振興に相乗的な効果をもたらしています。

## （２）人口及び産業の推移と動向

### ア．人口の推移と動向

本市の令和2年国勢調査の総人口は50,273人です。

（※平成17年以前は合併前であるため、旧甘木市・旧朝倉町・旧杷木町の国勢調査人口の総計。以下合併前数値については同様の見方）

市全体の人口増減率をみると、昭和55年から平成2年までの10年間に1.4%減、平成2年から平成17年までの15年間に6.8%減、平成17年から平成27年までの10年間に11.7%減、平成27年から令和2年までの5年間に4.1%減となっており、昭和55年から令和2年までの40年間に、22.2%（14,350人）減となっています。

## ＜朝倉地域＞

朝倉地域の人口増減率をみると、昭和55年から平成2年までの10年間に4.1%減、平成2年から平成17年までの15年間に15.0%減、平成17年から平成27年までの10年間に18.6%減、平成27年から令和2年までの5年間に8.0%減となっており、昭和55年から令和2年までの40年間に、39.0%（4,578人）減となっています。

## ＜杷木地域＞

杷木地域の人口増減率をみると、昭和55年から平成2年までの10年間に5.8%減、平成2年から平成17年までの15年間に13.6%減、平成17年から平成27年までの10年間に16.7%減、平成27年から令和2年までの5年間に17.6%減となっており、昭和55年から令和2年までの40年間に、44.2%（4,430人）減となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に行った将来人口推計によると、令和2（2020）年の1億2,615万人から減少傾向をたどり、2045年には1億880万人まで減少が予測されています。本市も同様に人口減少が進んでおり、朝倉地域及び杷木地域（以下「両地域」という。）は朝倉市人口ビジョンにおいて、2045年に朝倉地域では2,919人、杷木地域では2,606人になると推計しています。

将来にわたり都市機能や地域の活力を維持し、暮らし続ける環境を整備するためにも、絶えず変化していく社会情勢を見極めながら地域の特性に合った施策を展開していく必要があります。

### 人口の推移（朝倉市）

（単位：人・％）

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	64,623	63,724	△1.4	59,385	△6.8	52,444	△11.7	50,273	△4.1
0歳～14歳	14,090	12,617	△10.5	8,223	△34.8	6,307	△23.3	6,071	△3.7
15歳～64歳	41,906	40,200	△4.1	36,066	△10.3	28,952	△19.7	26,115	△9.8
うち15歳～29歳(a)	12,773	10,774	△15.7	9,872	△8.4	6,629	△32.9	5,875	△11.4
65歳以上(b)	8,625	10,834	25.6	15,048	38.9	16,607	10.4	17,523	5.5
(a)/総数 若年者比率	19.8	16.9	---	16.6	---	12.6	---	11.7	---
(b)/総数 高齢者比率	13.3	17.0	---	25.3	---	31.7	---	34.9	---

（注）年齢不詳があるため、総数と一致しない場合がある。

（資料：国勢調査）

### 人口の推移（朝倉地域）

（単位：人・％）

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	11,735	11,251	△4.1	9,560	△15.0	7,778	△18.6	7,157	△8.0
0歳～14歳	2,349	2,194	△6.6	1,161	△47.1	770	△33.7	737	△4.3
15歳～64歳	7,511	6,815	△9.3	5,577	△18.2	4,184	△25.0	3,515	△16.0
うち15歳～29歳(a)	2,345	1,746	△25.5	1,515	△13.2	904	△40.3	689	△23.8
65歳以上(b)	1,875	2,242	19.6	2,822	25.9	2,766	△2.0	2,898	4.8
(a)/総数 若年者比率	20.0	15.5	---	15.8	---	11.6	---	9.6	---
(b)/総数 高齢者比率	16.0	19.9	---	29.5	---	35.6	---	40.5	---

（注）年齢不詳があるため、総数と一致しない場合がある。

（資料：国勢調査）

### 人口の推移（杷木地域）

（単位：人・％）

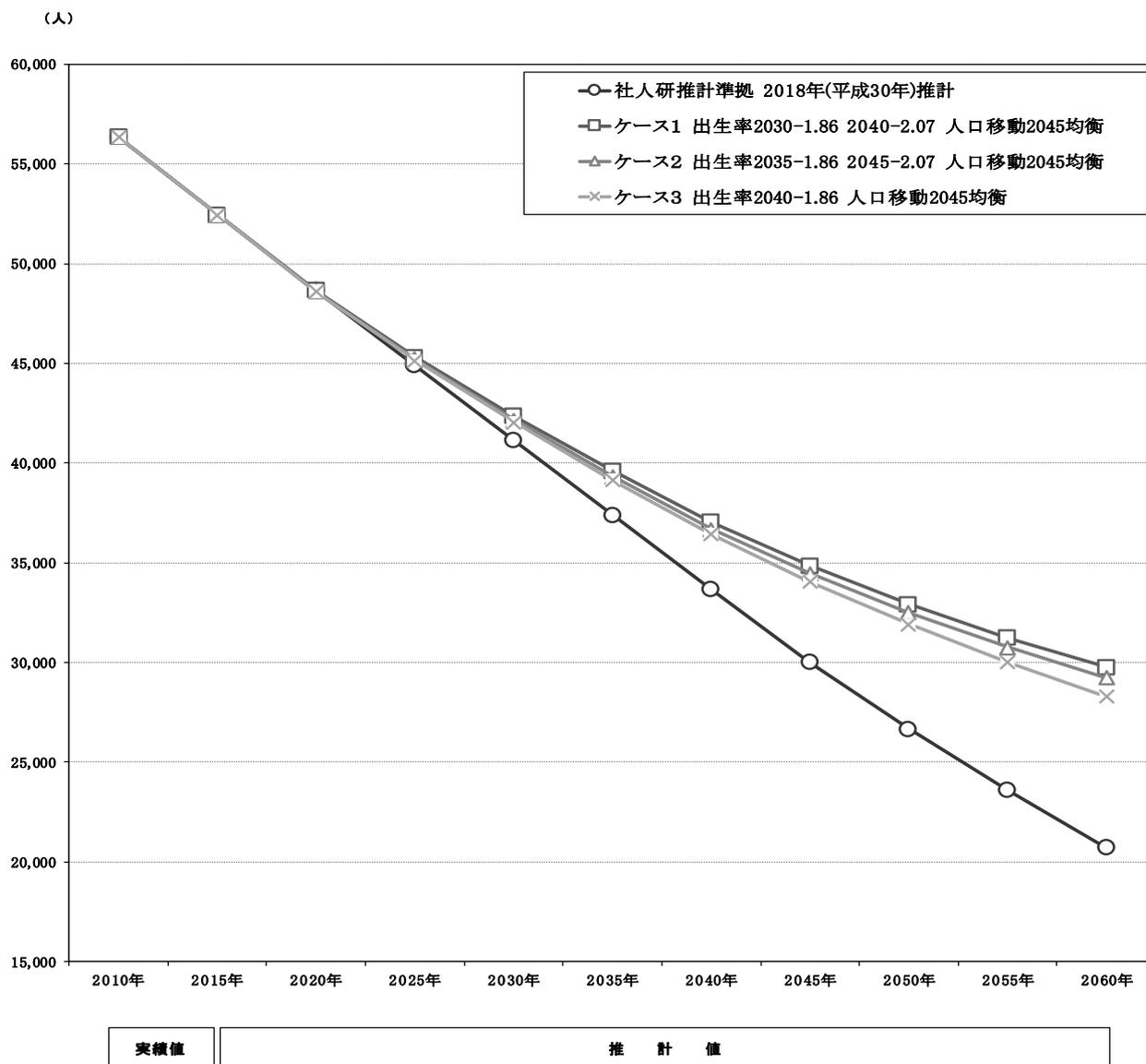
区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	10,025	9,439	△5.8	8,151	△13.6	6,793	△16.7	5,595	△17.6
0歳～14歳	2,121	1,814	△14.5	1,124	△38.0	700	△37.7	534	△23.7
15歳～64歳	6,461	5,950	△7.9	4,804	△19.3	3,739	△22.2	2,768	△26.0
うち15歳～29歳(a)	1,830	1,483	△19.0	1,214	△18.1	867	△28.6	590	△31.9
65歳以上(b)	1,443	1,675	16.1	2,223	32.7	2,322	4.5	2,246	△3.3
(a)/総数 若年者比率	18.3	15.7	---	14.9	---	12.8	---	10.5	---
(b)/総数 高齢者比率	14.4	17.7	---	27.3	---	34.2	---	40.1	---

（注）年齢不詳があるため、総数と一致しない場合がある。

（資料：国勢調査）

人口の今後の見通し

■朝倉市人口の将来展望■



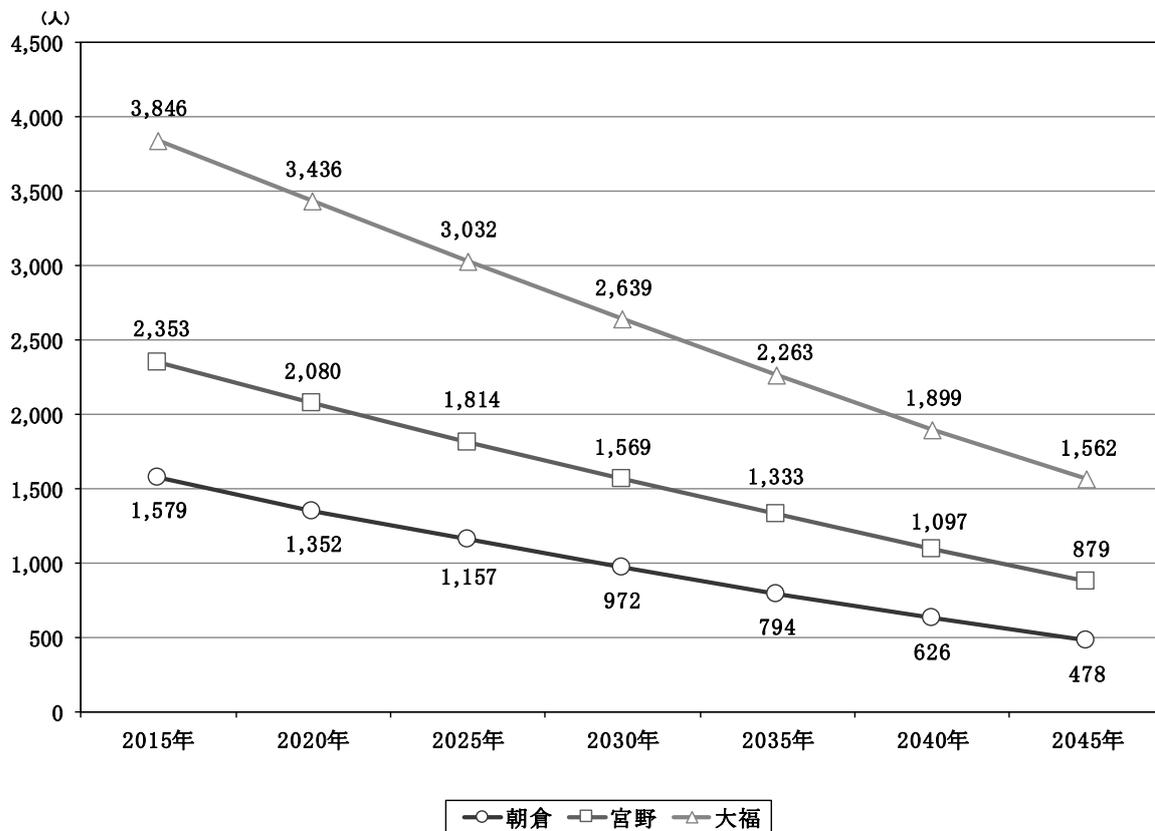
(単位:人)

	実績値		推計値								
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
社人研推計準拠 2018年(平成30年)推計	56,353	52,444	48,659	44,888	41,150	37,411	33,658	30,016	26,661	23,584	20,716
ケース1 出生率2030-1.86 2040-2.07			48,660	45,324	42,349	39,608	37,045	34,857	32,911	31,231	29,757
ケース2 出生率2035-1.86 2045-2.07			48,622	45,221	42,159	39,337	36,690	34,476	32,494	30,766	29,240
ケース3 出生率2040-1.86			48,600	45,160	42,045	39,158	36,432	34,059	31,913	30,014	28,297

(資料:朝倉市人口ビジョン(令和2年3月改定))

# 人口の今後の見通し

## 朝倉地域（朝倉・宮野・大福）

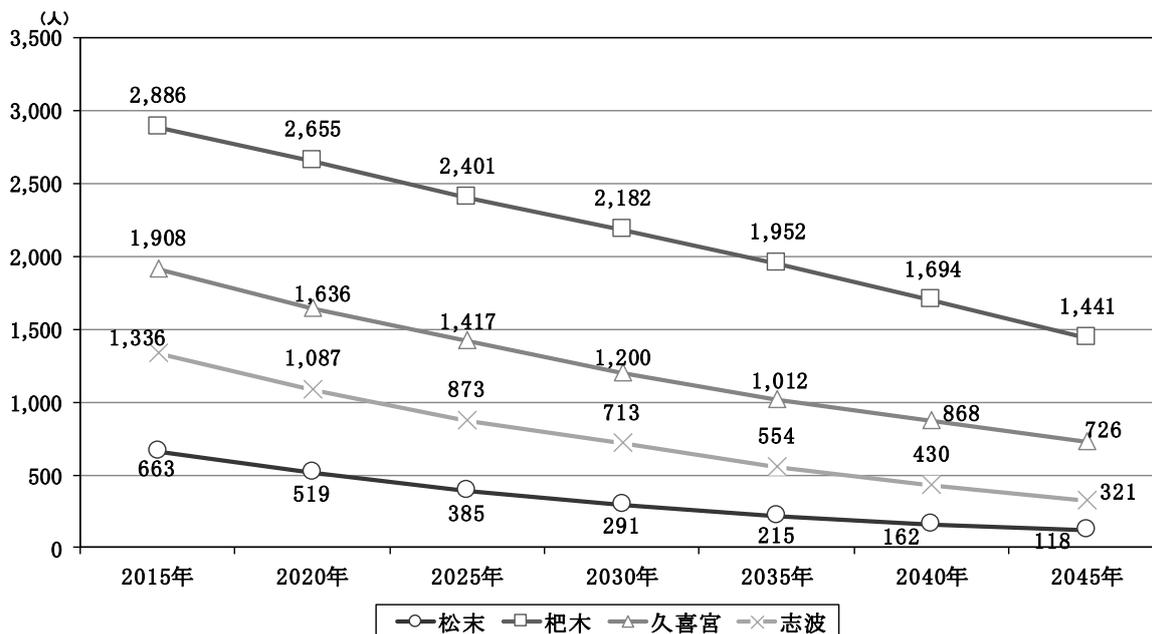


		(人)						
		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
推計人口(人)	合計	7,778	6,868	6,003	5,180	4,390	3,622	2,919
	朝倉	1,579	1,352	1,157	972	794	626	478
	宮野	2,353	2,080	1,814	1,569	1,333	1,097	879
	大福	3,846	3,436	3,032	2,639	2,263	1,899	1,562
2015年(平成27年) を1としたときの推移	合計	1.00	0.88	0.77	0.67	0.56	0.47	0.38
	朝倉	1.00	0.86	0.73	0.62	0.50	0.40	0.30
	宮野	1.00	0.88	0.77	0.67	0.57	0.47	0.37
	大福	1.00	0.89	0.79	0.69	0.59	0.49	0.41

(資料:朝倉市人口ビジョン(令和2年3月改定))

# 人口の今後の見通し

## 杷木地域（松末・杷木・久喜宮・志波）



		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
推計人口(人)	合計	6,793	5,897	5,076	4,386	3,733	3,154	2,606
	松末	663	519	385	291	215	162	118
	杷木	2,886	2,655	2,401	2,182	1,952	1,694	1,441
	久喜宮	1,908	1,636	1,417	1,200	1,012	868	726
	志波	1,336	1,087	873	713	554	430	321
2015年(平成27年) を1としたときの推移	合計	1.00	0.87	0.75	0.65	0.55	0.46	0.38
	松末	1.00	0.78	0.58	0.44	0.32	0.24	0.18
	杷木	1.00	0.92	0.83	0.76	0.68	0.59	0.50
	久喜宮	1.00	0.86	0.74	0.63	0.53	0.45	0.38
	志波	1.00	0.81	0.65	0.53	0.41	0.32	0.24

(資料: 朝倉市人口ビジョン(令和2年3月改定))

## イ. 産業の推移と動向

令和2年の国勢調査では、朝倉地域の第1次産業の就業人口比率は27.2%、第2次産業、第3次産業はそれぞれ18.9%、48.6%となっており、朝倉地域の基幹産業である第1次産業の就業人口比率は平成27年から令和2年にかけてわずかに増加しました。杷木地域の第1次産業の就業人口比率は15.4%、第2次、第3次産業はそれぞれ25.1%、53.9%となっており、杷木地域の基幹産業である第1次産業の就業人口比率は減少傾向にあります。

今もなお、自然的・社会的・経済的などの状況により、農業の担い手となる若年層の流出による農業就業人口の減少は続いており、農業就業者の高齢化や後継者のいない農家が増加していることに加えて度重なる豪雨災害の影響により農地の流失や鳥獣被害など、農業を取り巻く環境が依然として厳しいことから、今後も農業離れの傾向は続くことが懸念されます。

平成27年から令和2年にかけて、全国的な統計によると、第3次産業が増加し、第2次産業が横ばい、第1次産業の就業者が減少しているのに対し、過疎地域では第1次・第2次・第3次産業いずれも減少しています。両地域においても、いずれの産業においても就業者数の減少が著しい状況です。

今後は基幹産業である農林業の担い手の確保や育成に取り組むとともに、農産物の6次産業化、経営の充実と強化を行い、特産物の開発や収益性の高い農業を推進していくことが必要になります。

### 産業別人口の動向（朝倉市）

(単位:人・%)

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	33,201	32,237	△2.9	30,041	△6.8	26,038	△13.3	24,108	△7.4
第1次産業	8,976	6,908	△23.0	5,266	△23.8	3,666	△30.4	3,103	△15.4
就業比率	27.0	21.4	---	17.5	---	14.1	---	12.9	---
第2次産業	9,530	9,659	1.4	7,693	△20.4	6,216	△19.2	5,669	△8.8
就業比率	28.7	30.0	---	25.6	---	23.9	---	23.5	---
第3次産業	14,685	15,650	6.6	16,937	8.2	14,591	△13.9	14,163	△2.9
就業比率	44.2	48.5	---	56.4	---	56.0	---	58.7	---

(注)総数に「分類不能の産業」を含む。

(資料:国勢調査)

### 産業別人口の動向（朝倉地域）

(単位:人・%)

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	6,434	6,010	△6.6	5,250	△12.6	4,424	△15.7	3,901	△11.8
第1次産業	2,619	2,137	△18.4	1,686	△21.1	1,175	△30.3	1,060	△9.8
就業比率	40.7	35.6	---	32.1	---	26.6	---	27.2	---
第2次産業	1,712	1,628	△4.9	1,140	△30.0	900	△21.1	739	△17.9
就業比率	26.6	27.1	---	21.7	---	20.3	---	18.9	---
第3次産業	2,100	2,245	6.9	2,424	8.0	2,349	△3.1	1,897	△19.2
就業比率	32.6	37.4	---	46.2	---	53.1	---	48.6	---

(注)総数に「分類不能の産業」を含む。

(資料:国勢調査)

## 産業別人口の動向（杷木地域）

（単位：人・％）

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	5,265	5,050	△4.1	4,394	△13.0	3,705	△15.7	3,005	△18.9
第 1 次産業	1,431	1,250	△12.6	975	△22.0	655	△32.8	463	△29.3
就業比率	27.2	24.8	---	22.2	---	17.7	---	15.4	---
第 2 次産業	1,553	1,492	△3.9	1,051	△29.6	931	△11.4	755	△18.9
就業比率	29.5	29.5	---	23.9	---	25.1	---	25.1	---
第 3 次産業	2,279	2,308	1.3	2,368	2.6	1,897	△19.9	1,620	△14.6
就業比率	43.3	45.7	---	53.9	---	51.2	---	53.9	---

（注）総数に「分類不能の産業」を含む。

（資料：国勢調査）

## （３）行財政の状況

### ア．財政運営

平成 29 年 7 月九州北部豪雨以降の災害復旧・復興事業をはじめ多くの事業に財源が必要な中、市税等の一般財源の伸びが見込めないことや地方債残高の増加など、厳しい財政状況が続くと想定されます。一方で、物価高騰等に伴い施設の維持管理をはじめとした経費は増え、社会保障費等や住民ニーズの多様化に伴う行政需要も増加し続けており、選択と集中による効率的・効果的な財政運営が求められます。

今後も自主財源の一層の確保を目指し、市税の収納率の向上やふるさと応援寄附金の更なる活用、市有財産の有効活用と売却、その他財源の確保に取り組みます。

また、高度経済成長期に建設された公共施設等の一部は、老朽化により更新・改修が必要な時期を迎えています。「朝倉市公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」をもとに、国庫補助事業・地方債等の財源を活用し、効果的かつ効率的な長寿命化事業に取り組みます。

## 市町村財政の状況（朝倉市）

（単位：千円）

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額（A）	27,593,843	28,418,060	46,255,017	42,632,516
一般財源	15,739,612	16,051,136	17,593,604	18,416,821
国庫支出金	4,206,475	3,666,706	12,449,080	6,074,983
都道府県支出金	1,590,052	1,917,623	4,878,903	4,878,895
地方債	3,099,106	2,857,893	3,875,424	5,512,722
うち過疎対策事業債	84,900	262,700	267,200	849,900
その他	2,958,598	3,924,702	7,458,006	7,749,095
歳出総額（B）	26,533,027	27,739,522	44,746,098	41,051,119
義務的経費	11,293,985	11,858,363	14,159,462	15,821,334
投資的経費	4,406,826	3,870,359	10,666,423	11,544,004
うち普通建設事業費	4,056,338	3,802,627	4,200,140	6,932,899
その他	10,832,216	12,010,800	19,920,213	13,685,781
過疎対策事業費	93,002	268,255	388,373	1,007,999
歳入歳出差引額 C = (A) - (B)	1,060,816	678,538	1,508,919	1,581,397
翌年度へ繰越すべき財源（D）	207,153	299,550	545,932	557,045
実質収支（C） - (D)	853,663	378,988	962,987	1,024,352
財政力指数	0.57	0.55	0.54	0.50
公債費負担比率	14.1	16.1	19.1	17.9
実質公債費比率	—	8.4	9.4	7.5
起債制限比率	8.1	—	—	—
経常収支比率	86.4	89.9	92.5	93.5
将来負担比率	—	—	—	—
地方債現在高	24,008,540	25,893,612	31,428,394	31,672,327

## 主要公共施設等の整備状況（朝倉市）

区 分	平成22年度末	平成27年度末	令和2年度末	令和6年度末
市町村道				
改良率(%)	57.1	58.4	59.7	62.1
舗装率(%)	90.7	90.7	91.3	91.6
農道延長(m)	74,823	90,246	94,103	94,103
耕地1ha当り農道延長(m)	12.8	—	—	—
林道延長(m)	79,225	79,225	79,225	79,225
林野1ha当り林道延長(m)	5.8	—	—	—
水道普及率(%)	45.2	53.3	59.7	61.6
水洗化率(%)	61.6	68.0	76.9	85.5
人口千人当り病院・診療所の病床数(床)	—	15.6	16.1	15.8

## イ. 行政の状況

本市では、平成18年3月の市町合併後、「朝倉市総合計画」に基づき、すべての市民が心豊かに暮らすことができる魅力ある朝倉市を実現できるよう取り組んでいます。市民に利便性の高い行政サービスを提供するため、職員研修等の人材育成により職員の資質向上を図るとともに、市役所のDXを推進していきます。

### (4) 地域の持続的発展の基本方針

朝倉地域は、令和3年4月1日に新たに過疎地域の指定を受けました。両地域において、これまで過疎対策事業等により道路整備や公共施設の整備、地域の特性を生かしたソフト事業等を実施してきました。しかしながら、就労の場の不足などによる若年層を中心とした人口の流出や少子高齢化が進むことを考慮した上で、今後も継続して過疎対策に取り組んでいく必要があります。

このような実情を踏まえ、朝倉市総合計画の基本目標に基づき事業を推進します。特に両地域では地域資源を持続可能なかたちで活用しながら、基幹産業や生活環境基盤の整備、集落の維持・活性化などの対策を継続して推進することに加え、行政や企業、各種団体、地域コミュニティなど地域全体で協働し、それぞれの役割を担うことでこれらの対策を推進し、安全・安心な暮らしの担保と持続可能な地域づくりを進めます。

### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本目標として次の人口目標を掲げ、持続的発展に向けて事業に取り組みます。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
朝倉地域	6,710人	6,580人	6,460人	6,330人	6,210人
杷木地域	5,140人	5,000人	4,870人	4,750人	4,620人

(住民基本台帳をもとに作成)

### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価結果については朝倉市議会に報告を行います。毎年度の評価をもとに事業の改善等を行い、地域の持続的発展を目指していきます。

### (7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5箇年とします。

### (8) 公共施設等総合管理計画との整合

朝倉市公共施設等総合管理計画では、以下のとおり示されています。

「公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、これまでの対症療法的な維持管理(事後保全)から、計画的な維持管理(予防保全)へ転換し、施設の劣化が進行する前に、計画的な維持管理(予防保全)を実施していくことで、施設の長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストを縮減します。

そのため、既存の施設の保全・活用を図るとともに、施設の機能に着目した工夫ある管理・整備手法を導入し、施設の分散したデータや統一化されていない基準を改め、一元的な情報集約や全体的で実効性のある仕組みの構築に取り組みます。

必要な対策の検討にあたっては、市民ニーズや、環境問題・ユニバーサルデザイン等の社会的要請に対応した施設整備・運営管理を行うとともに、将来的なまちづくりの方向性や他の関連する事業も考慮した上で、その施設の必要性をはじめ対策の内容や時期等を検討します。」

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、上記の基本的な考え方に適合するものです。

## (9) 持続可能社会への取組

令和2年10月、国は、令和32年度までにカーボンニュートラルによる脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しています。

温暖化をはじめ地球規模で深刻化する環境問題に対して意識を高め、自然環境に配慮した取組を進めることが求められています。

さらに、環境問題を包含した地球全体の持続可能性を保つために、国際連合では、17のゴール・169のターゲットから構成されたSDGsを設定し、多くの国、企業、地方公共団体が取組を開始しています。

また、福岡県ではワンヘルスの理念のもと「福岡県ワンヘルス推進基本条例(令和2年度)」を制定、「福岡県ワンヘルス推進行動計画(令和3年度)」を策定しており、人獣共通感染症に対する対策や環境に配慮した農林水産業の新たな取組等が進められています。あわせて、生物多様性について「福岡県生物多様性戦略(令和3年度)」の中で、生態系の劣化や気候変動等の問題に対して、生き物の命のつながりである生物多様性を守り、その恵みの持続的な利用を図る取組も進められています。

本計画では、2～13の分野ごとにSDGsの目標を関連づけて推進します。



### 2～13の「(3)事業計画」における掲載事業について

2～13の「(3)事業計画」における掲載事業は、分野ごとの「(2)その対策」に基づく事業計画の概要であり、国の示す事業名(施設名)の区分に沿って該当するものを掲載しています。また、主に施設整備以外の事業となるものは「過疎地域持続的発展特別事業」として掲載しています。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



### (1) 現況と問題点

総務省「住民基本台帳人口移動報告」によると、令和5年における本市へ転入する前の自治体としては、福岡市をはじめとした福岡都市圏や久留米市、筑前町、大刀洗町などの近隣市町村、また県外からは東京都、愛知県、大阪府の三大都市圏に加え九州北部各県が多くなっています。

平成22年以降の社会増減をみると、これまで転出超過が続いていましたが、令和5年は社会増となる転入超過となりました。年齢別では0歳～14歳では平成22年以降、平成26年を除き転入超過で推移しています。生産年齢人口(15歳～64歳)では平成22年以降、一貫して転出超過となっていました。令和5年に転入超過となりました。65歳以上では平成24年、平成25年は転入超過でしたが、それ以外の年は転出超過で推移しています。

朝倉地域の人口増減は、若年者(15歳～29歳)の減少率が大きく、平成17年から令和2年までの15年間で54.5%減少し、地域における若年者が占める割合は10%となっています。

杷木地域の人口増減は、若年者(15歳～29歳)の減少率が大きく、平成17年から令和2年までの15年間で51.4%減少し、地域における若年者が占める割合は11%となっています。

両地域とも若年者(15歳～29歳)の減少が大きく、少子化や市外への進学、就職に伴う転出が要因の一つであるため、今後は地域の特性を生かした定住施策と合わせて、子育て支援の充実や通学・通勤しやすい環境整備を行っていく必要があります。

また、高齢化に伴う地域の担い手不足が深刻化し、地域の維持・活性化を図るうえで、新しい人材育成を進める必要があります。他にも地域の住民だけの力ではなく、本市以外に住んでいる地域と関わりを持つ人、いわゆる関係人口の創出・拡大を行う必要があります。

#### 年齢3区分別転入・転出者数の推移(朝倉市全体)

	社会増減数(人)		
	0歳～14歳	15歳～64歳	65歳～
2020(令和2)年	20	△253	△31
2021(令和3)年	32	△183	△7
2022(令和4)年	26	△16	△37
2023(令和5)年	87	174	△20

参照: RESAS-地域経済分析システム  
出典: 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

## (2) その対策

- ① 両地域が有する自然環境や歴史、住環境を様々な媒体を活用して都市部に情報発信を行う。
- ② 移住者が住みやすい環境にしていくために、地域コミュニティと連携して、将来にわたって定住できる環境づくりを推進する。
- ③ 住宅の改修、空き家の利活用により移住・定住を推進する。
- ④ 本市以外に居住している地域の担い手となっている人材、いわゆる関係人口の創出・拡大を推進する。
- ⑤ 県や近隣市町村と連携して、交流人口の拡大を推進する。

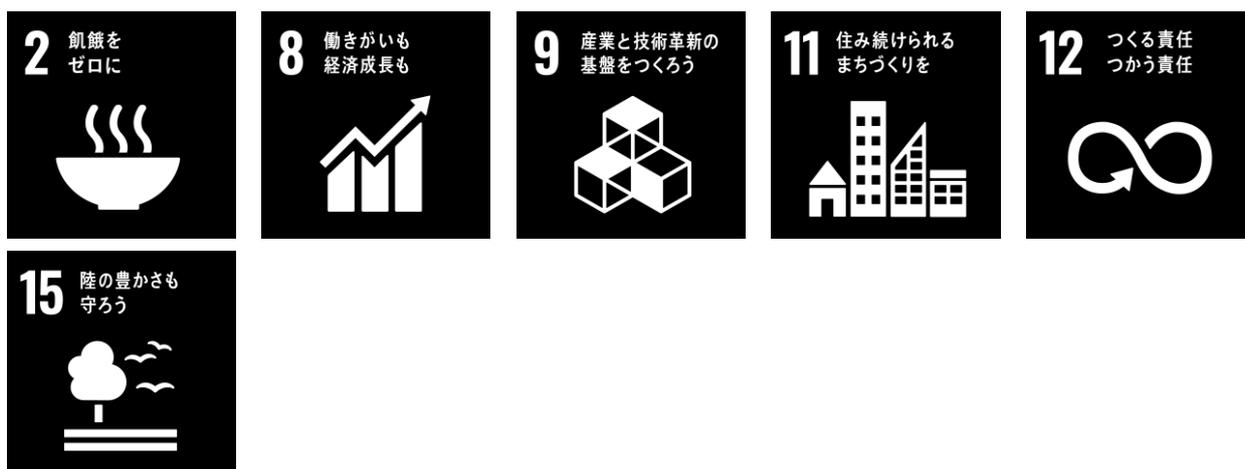
## (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材 育成	(4)過疎地域持 続的発展特別事 業 移住・定住	移住・定住推進事業	市	
		移住定住交流センター運 営事業	市	
		あさ暮らし移住・定住支援 金事業	市	
		あさ暮らし住宅補助事業	市	
		子育て世代定住促進事業	市	
		あさくら“縁”結び応援事 業	市	
		空き家利活用事業	市	空き家バンク推進事業
	地域間交流	広域連携事業	市	朝倉市・筑前町・東峰村・福岡 県

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業なし

### 3 産業の振興



#### (1) 現況と問題点

##### ① 農業

朝倉地域の農業は、平野部において、水稻、大豆、麦及びねぎなどの野菜を中心とした生産が行われています。また、山間部においては、柿、ぶどう、もも等が栽培されています。

令和2年の販売農家数は485戸で、平成7年(販売農家数1,176戸)と比較すると、691戸減少したことになります。

杷木地域の農業は、平坦地に乏しい立地条件にあるため、傾斜地を利用した果樹栽培を中心とした生産が行われており、中でも主要作目である柿は、富有が中心に栽培され、その他の果樹として、ぶどう、なし、すもも等が栽培されています。

令和2年の販売農家数は263戸で、平成7年(販売農家数716戸)と比較すると、453戸減少したことになります。

両地域とも、農業を取り巻く環境は依然厳しいものがあり、就業者の高齢化、後継者不足と相まって、農業経営体制が脆弱化しています。

このような現状に対処するため、これまで生産基盤の整備を主要施策に掲げて、国県の振興施策等の積極的な導入・活用等を行い、農地の高度利用や農林産物加工施設等の適正な運営に努めるとともに、関係機関との連携により地域営農の活性化を図ってきました。また、農作物の評価を高め他市町村との産地競争をより優位に展開していくため、土づくりの推進や安定生産技術の開発・普及という生産対策から、施設の整備や用途に応じた規格、包装等の開発・普及による鮮度保持対策、販路の拡大などを実施しました。

農産物直売所では地域で生産された農作物が販売され、市内外問わず多くの方が利用しています。朝倉地域にある農産物直売所「三連水車の里あさくら」は、令和3年度のレジ客数44.0万人、売上げ6.1億円が、令和6年度にはレジ客数は43.1万人と減少したものの、売上げは6.5億円と増加しています。杷木地域にある農産物直売所「ファームステーションバサロ」は、令和3年度のレジ客数43.3万人、売上げ8.2億円が、令和6年度にはレジ客数44.9万人、売上げ9.1億円と増加しています。

今後も、国県の振興策の積極的な導入・活用を図るとともに、関係機関と連携し、地域農業に沿った施策などを行い、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想で示す農業経営類型の確立や経営の改善を促進し、足腰の強い農業を育成し、さらに、立地条件や地域資源を活用した農産物の生産及び高付加価値化等を図るとともに、「三連水車の里あさくら」や「ファームステーションバサロ」を核とした観光産業との連携や、都市との交流等を更に推進する必要があります。

### 農家・専兼別農家の推移（朝倉地域）

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総農家数	1,348 戸	1,265 戸	1,197 戸	935 戸	737 戸	658 戸
自給的農家	172 戸	173 戸	191 戸	213 戸	206 戸	173 戸
販売農家	1,176 戸	1,092 戸	1,006 戸	722 戸	531 戸	485 戸

（資料：農林業センサス）

### 農家・専兼別農家の推移（杷木地域）

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総農家数	954 戸	879 戸	800 戸	735 戸	579 戸	393 戸
自給的農家	238 戸	258 戸	234 戸	231 戸	194 戸	130 戸
販売農家	716 戸	621 戸	566 戸	504 戸	385 戸	263 戸

（資料：農林業センサス）

## ② 林 業

朝倉地域の森林面積は、約453haで朝倉地域総面積の13.1%を占めており、そのほとんどが民有林で、その内、人工林の占める割合が74.0%です。また、杷木地域の森林面積は、約2,695haで杷木地域総面積の59.9%を占めており、そのほとんどが民有林で、その内、人工林の占める割合が74.5%です。その森林が果たす役割は、単に林産物を供給するだけでなく、水源かん養、国土保全、大気の浄化等の公益的な機能を有しており、地域住民の生活と深く結びついています。

近年、地球規模での自然環境の保全により「京都議定書目標達成計画」にもあるとおり地球温暖化防止のため森林整備が図られていますが、これらに対応するため、間伐や大径材生産のための長伐期施業、複層林施業などを導入すると同時に、広葉樹林など多様な森林づくりが望まれています。

現在まで、林道・作業道の整備や間伐用のプロセッサーなど大型最新機材の導入により基盤整備が拡充されてきましたが、木材市況の低迷、後継者難といった課題は改善できていません。

朝倉森林組合では、組合員2,624名（その内、朝倉地域48名、杷木地域260名）、組合員の所有面積約12,200ha（その内、朝倉地域137ha、杷木地域1,200ha）を抱え、素材生産事業、造林事業等の森林整備を実施していますがその活動は厳しい状況にあります。

今後も引続き基盤整備を進めながら、組織体制の強化並びに高性能林業機械の導入、雇用環境の充実など林業の振興を目指すとともに、特用林産物の椎茸・ギンナン・タケノコなどを地域特産品として振興を図る必要があります。

## ③ 商工業

両地域の商業は、主に両地域の中心部と原鶴温泉内に集中しており、総体的に家族のみが従事する小規模経営が多く、また、周辺地域の大型店舗により集客は減少しています。さらに、消費生活の変化や豊かさを求める地域住民の価値観の変化等に伴い、商店街に求められる機能はより多様化し、商業環境の整った近隣都市圏への購買客の流出や通信販売利用等により、地域商業を取り巻く状況は厳しいものとなっています。

こうした状況から、商店街では経営体質の改善が必要不可欠となっており、地域の特色を生かした魅力ある空間と、高齢者等にやさしい商業拠点としての快適なまちづくりが求められています。

工業については、木材製品、食料品、家具、一般機械類などの製造・加工の事業所が多く、従業員が100人を超える事業所はわずか3事業所のみで、林田工業団地(3社進出)、烏集院工業団地(3社進出)及び比良松工業団地(2社進出)への企業誘致により、就労の場の拡大並びに地域経済の活性化等を図ったところです。

地場産業は、地域内での雇用の場として欠かせない役割を担っていることから、その育成・振興を促進するためには、商工団体の支援体制を強化し、経営改善・情報提供・人材育成等を行うとともに、先端設備の導入や企業同士の協業化を推進し、併せて企業経営の近代化や後継者・就業者の確保にも努めていくことが必要です。

企業誘致については、積極的な誘致活動を推進し就労の場の確保が必要になります。

#### ④ 観 光

朝倉地域の観光は、筑後川の恵みを受け田畑を潤す三連水車をはじめとする「朝倉の水車群」と、米麦及びねぎを中心とした野菜、柿・ぶどう等の販売等により支えられています。また、杷木地域の観光は、県内随一の湧出量を誇る筑後川河畔の原鶴温泉と、柿・ぶどう等を主としたフルーツ観光農園及び販売により支えられています。

観光客入込み状況をみると、両地域は、令和2年の141.2万人から令和6年は143.7万人と横ばいで推移しています。原鶴温泉の旅館はピーク時には28軒あったものが、現在では13軒まで減少しています。

こうした状況のなか、“農”と“観光”の連携が、両地域全体の活性化につながると期待されます。

「朝倉の水車群」及び筑後川の水を取水する「山田堰」は近年、観光の側面として注目を浴びており、観光客が訪れています。さらにフルーツ狩りを行う観光農園や農産物直売所「三連水車の里あさくら」、「ファームステーションバサロ」、原鶴温泉の旅館とも協力し、事業の垣根を超えた連携を行う必要があります。緑豊かで美しい山里や筑後川などの自然資源や山田堰や原鶴温泉等の地域資源を活かした観光産業の振興を図り、地域特有の文化財・史跡・祭りなどを継承しつつ、近隣市町村との地域間交流も視野に入れた観光地づくりを推進する必要があります。

### (2) その対策

- ① 農業生産基盤の整備と併せて、認定農業者を中心に農業経営の確立や年間労働時間の短縮、他産業に劣らない農業所得の確保等、国県の振興施策等の積極的な導入・活用等により農業経営の改善を促進する。
- ② 両地域の立地条件や地域資源を活用した高生産性・高付加価値農業の振興を図るとともに、他産業との連携や都市との交流等を促進する。
- ③ 果樹農家の複合経営を促進し、農産物需要の動向に即応できる農業生産基盤の整備充実に努める。
- ④ 多様な担い手の確保や新規就農者の就農支援を図る。
- ⑤ 農林特産物の生産や加工品の開発を促進し、また、生産者・団体等と連携を行い、収益性の高い農林業の確立を図る。
- ⑥ 森林の適正な保育・管理を推進するため林業生産基盤の充実を図り、低コストで合理的な林業経営を確立する。
- ⑦ 商店街を魅力あるものにするために、商工会主体による商業振興のためのビジョンを策定し、今後

の商店街活性化に関する基本方針を確立するとともに、空き店舗や空き地を有効活用し子どもや高齢者に優しい商店街づくりを進める。

- ⑧ 優良企業の誘致活動を積極的に推進し雇用の促進を図る。
- ⑨ 伝統産業の継承及び地場産業の活性化に努める。
- ⑩ 山田堰や堀川用水、三連水車、原鶴温泉等の各観光施設や資源を結び付けていくとともに、周辺市町村との広域連携により観光ネットワーク化を進める。
- ⑪ 観光と農業との相乗効果を図るため、観光農業の活性化支援をはじめ「道の駅」「川の駅」を結ぶ相互の連携ラインの充実を図り、都市住民との交流を促進する。
- ⑫ 地域住民と市が協働し、魅力ある観光地づくりを進めると共にそのための施設整備に努める。

### (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	市単独土地改良事業	市	
		農業水路等長寿命化・防 災減災事業	市	
		農村環境整備	市	
		農地耕作条件改善事業	各種 団体	
	(3)経営近代化 施設 農業	県営ため池等整備事業	県	
		活力ある高収益型園芸産 地育成事業	営農 集団	
		林業	林業機械導入事業	市
	(4)地場産業の 振興 流通販売施設	三連水車の里あさくら整 備事業	市	
		杷木物産館整備事業	市	
	(9)観光又はレ クリエーション	観光施設整備事業	市	
		公園整備事業	市	
		災害伝承広場整備事業	市	
	(10)過疎地域 持続的発展特別 事業 第1次産業	土づくり事業	個人	
		農地改良復旧土づくり事 業	個人	
		中山間地域等直接支払制 度事業	市	
		秋王産地化推進事業	各種 団体	
		ハゼ苗代購入費補助金	個人	

	商工業・6次産業化	特産農産物振興・6次産業化推進事業補助金	個人	
	観光	プレミアム付商品券発行補助事業	市	
		原鶴温泉旅館協同組合補助金	各種団体	
		商工会事業費補助金	各種団体	
		ひまわり等植栽事業	市	
		原鶴温泉振興イベント開催事業補助金	各種団体	
		あさくら祭り開催補助事業	各種団体	
		観光宣伝委託事業	各種団体	
		三連水車感謝イベント事業補助金	各種団体	
		筑後川鵜飼振興協議会補助金	各種団体	
		宿泊助成事業	市	
	鵜飼鑑賞船持続助成事業	各種団体		
	宿花火大会事業補助金	各種団体		
	企業誘致	川の駅管理事業	市	
		企業誘致事業	市	

#### (4) 産業振興促進事項

##### ①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
朝倉地域 杷木地域	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

##### ②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」「(2)その対策」及び「(3)事業計画」のとおり

なお、本区域における産業の振興については、必要に応じて、周辺市町村及び福岡県との連携に努めます。

##### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では産業系施設の管理に関する基本的な方針を、「三連水車の里あさくら及びファームステーションバサロについては、施設の維持補修を行い今後も継続使用します。」と定めています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、上記の方針に適合するものです。

## 4 地域における情報化



### (1) 現況と問題点

行政サービスをはじめとする医療・福祉・防災等生活分野における地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生を実現するため、ICT※<sup>1</sup>を活用したスマートシティ(都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、生活の利便性や快適性を向上させるとともに、人々が安心・安全に暮らせる街)型のまちづくりが求められており、かつ、市民一人一人が今まで以上にきめ細かいサービスを享受できる社会の実現、防災や見守り等による地域課題の自発的解消など、ICT・IoT※<sup>2</sup>・AI※<sup>3</sup>・RPA※<sup>4</sup>・マイナンバー等を活用することで、より充実した行政のデジタル化を図る必要があります。

このようなことから今後は、次世代通信基盤による高品質で超高速・大容量・低遅延等を可能にした環境への対応が必要となります。

防災分野において、本市は平成20年度より同報系防災行政無線を整備し、市内全域で116箇所の屋外拡声子局を整備しました。これにより、情報取得ツールを持たない住民へも、瞬時に広範囲で情報伝達を行うことが可能となりました。また、同報系防災行政無線から地域放送へのつなぎ込みを行うことで多くの地域住民への情報伝達が行えるようになりました。

令和7年度より地域情報化推進事業として、社会インフラ化が進むLINEによる情報発信を強化するため、メニューの変更、受信設定の導入を行い市公式LINEの利便性を向上させるとともに、デジタル回覧板、防災放送アプリを導入し、地域からの情報が迅速に伝わる手段も設けることで、情報伝達手段の多様化・多重化に取り組みました。

今後は、LINE、デジタル回覧板及び防災放送アプリの利用者を増やすことが必要です。

※1 ICT・・・「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。

※2 IoT・・・「Internet of Things」の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車や家電、ロボットなどあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が発展し、新たな付加価値を生み出す。

※3 AI・・・「Artificial intelligence」の略で、人工知能のこと。

※4 RPA・・・「Robotic Process Automation」の略で、仮想的労働者やロボットによる業務自動化のこと。

### (2) その対策

- ① 行政のデジタル化を図り、利便性の向上に努める。
- ② 災害時に的確に市民へ情報を伝達できるよう、機器の維持・更新を適切に行う。
- ③ 市公式LINE、デジタル回覧板及び防災放送アプリの利用を促進し、併せて更なる利便性の向上に努める。
- ④ 市民がデジタルによる情報伝達手段を活用できるための支援を行う。

**(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)**

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報 化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	同報系防災行政無線親卓等更新事業	市	
		同報系防災行政無線施設更新事業	市	
		公共施設無線LAN更新事業	市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	防災情報伝達システム整備事業	市	
		高齢者スマホ活用講座	市	

**(4) 公共施設等総合管理計画等との整合**

該当事業なし

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保



### (1) 現況と問題点

#### ① 道 路

両地域の道路体系は、九州横断自動車道(大分自動車道)、一般国道386号、一般国道386号バイパス、県道9路線、主要市道46路線を基幹とした道路網で形成されています。

道路の果たす機能は、住民の生活、地域の産業、教育、医療等多岐にわたる分野を支え、地域の活性化に大きな影響を及ぼす重要な基盤です。

特に、大分自動車道は、今日における地域経済の広域化や、日常生活圏の拡大等根幹道路として重要な役割を担っています。

これらの現状を踏まえて、朝倉インターチェンジ、杷木インターチェンジ利用エリア内の高速道路へのアクセス整備など広域的な見地に立った整備が必要であり、併せて主要市道等の道路機能の充実や改良を図り、住民生活の移動の利便性の向上や地域産業の振興、地域間の交流等に的確に対応できる交通体系の整備が必要です。

#### (市 道)

住民の生活及び生産の諸活動の基盤である市道については、年次計画的に整備を行ってきました。令和6年度末現在の朝倉地域の状況は、路線数758本、総延長268.6kmであり、改良率67.0%、舗装率87.0%となっています。杷木地域の状況は、路線数378本、総延長140.4kmであり、改良率62.1%、舗装率90.6%となっています。

両地域合わせての主要市道である1・2級市道の改良率は95.7%、舗装率は99.5%(簡易舗装を含む。)と改善整備が進んでいますが、その他の市道321.7kmについては、改良率57.2%、舗装率85.3%であり、大型車両化が進む今日の交通体系に充分に対処できるような整備が必要であり、また日常生活の安全性や利便性を確保するためにも計画的な事業推進が望まれます。

さらに、高速道路や地方幹線道路との交通体系を考慮した、主要市道の改良整備を計画的かつ効率的に進めていくことが重要です。

市道の現況（朝倉・杷木地域）

（令和6年度末）

区分	路線数	総延長 (m)	実延長 (m)	改良済区間 (m)	道路改良率 (%)	未舗装 (m)	舗装道 (m)	舗装率 (%)	
1級	朝倉	10	23,830.7	23,311.1	22,987.5	98.6	0.0	23,311.1	100.0
	杷木	8	18,919.9	16,862.9	15,965.2	94.7	0.0	16,862.9	100.0
2級	朝倉	14	25,939.2	24,708.1	23,296.6	94.3	284.5	24,423.6	98.8
	杷木	14	18,707.7	18,687.4	17,756.5	95.0	106.9	18,580.5	99.4
その他	朝倉	734	218,884.3	213,640.4	129,088.2	60.4	33,635.5	180,004.9	84.3
	杷木	356	102,867.8	100,907.0	50,975.6	50.5	12,756.6	88,150.4	87.4
1級・2級計	46	87,397.5	83,569.5	80,005.8	95.7	391.4	83,178.1	99.5	
その他計	1,090	321,752.1	314,547.4	180,063.8	57.2	46,392.1	268,155.3	85.3	
朝倉計	758	268,654.2	261,659.6	175,372.3	67.0	33,920.0	227,739.6	87.0	
杷木計	378	140,495.4	136,457.3	84,697.3	62.1	12,863.5	123,593.8	90.6	
総計	1,136	409,149.6	398,116.9	260,069.6	65.3	46,783.5	351,333.4	88.2	

（資料：道路台帳）

（農林道）

農道は、効率的な農業生産流通に欠くことのできない生産基盤であり、これまで各種補助事業や単独事業を積極的に活用し改善整備に努めてきました。

しかしながら、圃場内、園地内での農道整備、舗装改良等の十分な整備が図られておらず、今後もより一層、高性能機械の導入等による農作業の効率化や高品質化に対処できるような農道整備・園内道路の整備が必要です。

林道・作業道の整備拡充は、森林整備や林業生産性の向上を促進するための基本的な要素であることから、随時国・県の振興施策を導入し整備を図ってきました。

朝倉地域の令和6年度末現在の林道路線は1本で、総延長1,467m、林道密度は3.24m/haです。

杷木地域の令和6年度末現在の林道路線は26本で、総延長44,653m、林道密度は16.57m/haです。杷木地域の路網整備は一定進められているものの、朝倉地域の路網整備状況は高いとは言えず、さらに林道・林内作業路などの整備を進めて森林作業の機械化や施設の導入等を促進し、近代的な林業経営の推進に努める必要があります。

林道現況（朝倉地域）

（令和6年度末）

種別	道路延長		森林面積 面積(ha)	密度 m/ha
	本数	延長(m)		
林道	1	1,467	453	3.24

（資料：林道台帳）

**林道現況（杷木地域）**

（令和6年度末）

種 別	道 路 延 長		森 林 面 積	密 度 m/ha
	本 数	延 長 (m)	面 積 (ha)	
林 道	26	44,653	2,695	16.57

（資料：林道台帳）

**② 交 通**

両地域における公共交通機関は、民間路線バスと市主宰のあいのりタクシーがあり、地域住民の日常の移動手段として利用されています。

域内を通る民間路線は、甘木幹線（杷木～筑紫野市間、上下48本）や高速バス路線（福岡市～日田市間、上下62本）があり、近隣各都市と結ばれています。また、将来的に持続可能な公共交通へ改善するため、地域全域を1つの運行エリアとして地域内を予約に応じて運行する区域運行へ見直すことで、路線バスや高速バスの広域的な生活交通へ結節するとともに、地域内の移動の利便性を向上させ、移動手段を確保・維持しています。

しかし、マイカーの普及や過疎化の進行などにより、公共交通の利用者数は毎年減少する傾向にあり、今後ますます厳しい運行が見込まれます。一方で、地域路線バスは子どもや高齢者などの交通弱者をはじめ地域住民にとって、通学や通院、買い物など日常生活に必要な生活基盤であることから、その維持確保が大きな課題となっています。

このような状況の下、持続可能な公共交通体系を確立することを目的として策定した「朝倉市地域公共交通計画」に基づき、地域公共交通の維持・改善を図っていく必要があります。

**（2）その対策**

- ① 地方幹線道路である国・県道の整備促進を図る。
- ② 朝倉インターチェンジ、杷木インターチェンジ利用エリア内における高速自動車道へのアクセス道路の整備を促進する。
- ③ 主要市道を中心に各種補助（交付金）事業を導入して整備を図る。
- ④ 交通安全施設整備の充実を図り、日常生活の安全性や利便性を確保する。
- ⑤ 農業生産性の向上を図るため、有利な補助事業や県営事業などを導入し農道の新設・改良・舗装を促進する。
- ⑥ 林業の振興、林業経営改善を図るため林道開設・改良・舗装を推進する。
- ⑦ 公共交通は地域の生活基盤として必要不可欠なものであり、その維持・改善に努める。

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
4 交通施設の整備、交 通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道林田・大山線外2路線 付替工事	市	赤谷川管理用道路を3m拡幅 L=740m,W=3.0m→6.0m
		市道寒水・古賀線改良工事	市	改良L=100m,A=825m <sup>2</sup> 拡幅A=250m <sup>2</sup> ,W5.0m～7.0m
		白木新設道路工事	市	両側側溝整備L=300m,舗装・路 盤L=400m,W=4.0m,A=1600m <sup>2</sup>
		市道白木1号線舗装改良工 事	市	L=110m,W=4.4m 舗装打ち替え
		市道御目ヶ原・永田線舗装 改良工事	市	L=110m,W=5.4m 舗装打ち替え
		内川野線舗装改良工事	市	L=250m,W=4.3m 舗装打ち替え
		市道白木1号線道路改良工 事	市	L=500m,W=5.0m 道路改良
		市道林田・大山線道路改良 工事	市	L=470m,W=6.0m 視距・局部改良
		市道古町3号線、烏帽子形・ ニライデ線舗装新設工事	市	L=400m,W=3.0m 舗装新設
		市道土堤線道路改良工事	市	L=180m,W=6.0m (拡幅)
		市道横町線舗装補修工事	市	L=260m,W=6.0m～7.5m
		市道中町・上池田線舗装補 修工事	市	L=200m,W=4.0m
		市道平田・石田線道路改良 工事	市	L=100m,W=4.0m
		市道久喜宮・志波線舗装改 良工事	市	L=1,000m,W=5.3m 舗装打ち替え
		市道杷木・宝珠山線道路改 築工事	市	L=4,000m,W=4.0m
		市道池田・久喜宮線他2路 線(若市バイパス)	市	L=1,100m,W=9.5m 舗装打ち替え
		市道杷木・宝珠山線舗装改 良工事	市	L=960m,W=5.5m 舗装打ち替え
		市道寒水・古賀線舗装改良 工事	市	L=380m,W=5.1m 舗装打ち替え
		市道下久保線舗装改良工 事	市	L=100m,W=3.9m 舗装打ち替え
		市道尾上・寺田線舗装改良 工事	市	L=440m,W=5.0m 舗装打ち替え
		市道足原線外1路線道路改 修事業	市	L=250m,W=4.8m
市道山田・黒川線道路改良	市	L=80m,W=7.9m舗装打ち換え L=65m 側溝補修		
市道山ノ神・北ノ園線舗装 工事	市	L=30m,W=7.6m 舗装打ち換え		
市道柏ヶ窪1号線舗装工事	市	L=50m、W=2.5m 舗装工事(下水道条件整備)		

市道大庭・宮野線側溝工事	市	L=4.5m 横断側溝設置
市道河原3号線道路改良工事	市	L=70m,W=4.0m 道路拡幅
市道永居・立出線道路改良工事	市	L=450m,W=4.0m 道路拡幅
市道立出・虚空蔵線道路改良工事	市	L=180m,W=4.0m 道路拡幅
市道立出・木ノ下線道路改良工事	市	L=50m,W=4.0m 道路拡幅
市道十文字・立出線舗装工事	市	L=1,500m,W=5.5m 舗装打ち換え
市道三奈木・大庭線舗装工事	市	L=600m,W=6.0m 舗装打ち換え
市道大庭・宮野線舗装工事	市	L=700m,W=5.5m 舗装打ち換え
市道叶原・大庭界線舗装工事	市	L=700m,W=4.5m 舗装打ち換え
市道古毛・入地線舗装工事	市	L=1,200m,W=6.0m 舗装打ち換え
市道荒蒔・松の木線舗装工事	市	L=300m,W=5.0m 舗装打ち換え
市道才園・火渡線道路改良工事	市	L=100m 道路拡幅
市道古毛・宮野線舗装工事	市	L=1,600m,W=6.0m 舗装打ち換え
市道柿木田・石頭線舗装工事	市	L=700m,W=5.0m 舗装打ち換え
市道下原・野田原線舗装工事	市	L=800m,W=6.0m 舗装打ち換え
市道寺の前・向別所線舗装工事	市	L=150m,W=6.0m 舗装打ち換え
市道向野・一ノ坂線舗装工事	市	L=500m,W=4.5m 舗装打ち換え
市道古賀の下・落合線道路改良工事	市	L=72.2m 道路改良
市道山ノ下・八坂谷線舗装工事	市	L=400m,W=4.0m 舗装打ち換え
市道山ノ下・藪ノ下線道路改良工事	市	L=600m,W=4.0m 道路改良
市道杉馬場・向山線舗装工事	市	L=200m,W=4.0m 舗装打ち換え
市道原鶴・大久保線道路改良工事	市	L=60m,W=7.5m
市道栗只・宮の下線道路改良工事	市	道路改良 L=217m,W=4.0m
市道塚原1号線舗装工事	市	L=340m,W=4.0m 舗装打ち換え
市道塚原2号線舗装工事	市	L=230m,W=4.0m 舗装打ち換え
市道尻無線舗装工事	市	L=145m,W=4.0m 舗装打ち換え

	市道塚原4号線舗装工事	市	L=100m,W=3.0m 舗装打ち換え
	市道杉谷・浦ノ前線道路改良工事	市	道路改良 L=50m,W=5.0m
	市道浦ノ前1号線道路改良工事	市	道路改良 L=100m,W=4.0m
	市道浦ノ前・上野線道路改良工事	市	道路改良 L=50m,W=4.0m
	市道阿蘇山線舗装工事	市	L=900m,W=2.0m コンクリート舗装打ち換え
	市道下久保線舗装工事	市	L=125m,W=4.0m 舗装打ち換え
	市道清水元線舗装工事	市	L=200m,W=4.0m 舗装打ち換え
	市道林田・正信線道路改良工事	市	L=250m,W=3.0m 舗装打ち換え
	市道河原4号線道路改良工事	市	道路改良 L=35m,W=4.0m
	市道政所1号線、政所2号線道路改良工事	市	道路改良 L=100m,W=4.0m
	市道高山布口線道路改良工事	市	道路改良 L=150m,W=7.0m
	市道真竹・乙石線道路改良工事	市	道路改良 L=100m,W=4.0m
	市道星丸・大山線舗装工事	市	L=100m,W=5.4m 舗装打ち換え
橋りょう	橋りょう改良設計・工事	市	n=9橋
(2)農道	農道改良工事	市	
(3)林道	林道改良工事	市	
(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持	コミュニティバス事業	市	あいのりタクシー2区域
	道の駅管理事業	市	
その他	橋りょう点検事業	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、道路、橋りょうの管理に関する基本的な方針を、「道路については、今後、維持更新投資が重要であることから、毎年、維持更新投資のための予算確保を図り、路面の損傷状況等を踏まえながら、更新事業を推進していきます。橋りょうについては、「朝倉市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、修繕等を推進していきます。」と定めています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、上記の方針に適合するものです。

## 6 生活環境の整備



### (1) 現況と問題点

#### ① 上水道・污水处理施設

朝倉地域の生活飲料水は、全域で井戸水を利用しています。令和3年度に水道事業における給水区域に編入したところです。しかし、施設の更新が最優先であるため、現在の経営状況からみても積極的な投資を行うことは困難な状況です。

杷木地域の生活飲料水は、上水道施設、簡易給水施設、井戸水等を利用しており、上水道施設の令和6年度末給水人口は3,931人です。杷木地域の集落は平坦部地域を除いて山あいの入り組んだ地形に点在し、地域全域を上水道施設においてカバーするのが難しい状況です。

朝倉地域の污水处理施設は、特定環境保全公共下水道や農業集落排水事業などの下水道事業により整備が完了しており、今後は施設を維持していくための更新工事等を実施していきます。

杷木地域の污水处理施設は、衛生的で快適な生活を営むために欠かせない生活基盤施設であるとともに、公共用水域の水質保全のためにも必要なものであり、浄化槽市町村整備推進事業により全地域を対象に浄化槽の設置を進めています。今後も、污水处理構想に基づき事業の推進に努めていきます。

#### 杷木上水道の普及状況

区分	行政区域人口【A】 (人)	給水区域人口【B】 (人)	現在給水人口【C】 (人)	普及率【C/A】 (%)	普及率【C/B】 (%)	総配水量 (m <sup>3</sup> )	日最大計画水量 (m <sup>3</sup> )	日最大配水量 (m <sup>3</sup> )
令和5年度	5,554	5,337	4,037	72.7	75.6	426,771	2,300	1,625
令和6年度	5,414	5,214	3,931	72.6	75.4	417,782	2,300	1,321

(資料:市上下水道課)

#### 朝倉地域污水处理施設の普及状況

(単位:人)

区分	行政区域人口	特定環境保全公共下水道	農業集落排水施設	小規模集合排水施設	合併処理浄化槽
令和5年度	7,100	3,377	3,100	71	59
令和6年度	6,974	3,341	3,052	66	60

(資料:市上下水道課)

#### 杷木地域污水处理施設の普及状況 (単位:人)

区分	行政区域人口	合併処理浄化槽
令和5年度	5,554	3,898
令和6年度	5,414	3,821

(資料:市上下水道課)

## ② 廃棄物処理施設

平成15年度より、甘木・朝倉・三井環境施設組合では、地域の一般廃棄物について共同で焼却処理を行っており、効率的な廃棄物処理と環境保全が図られてきました。

しかしながら、現在の焼却施設は稼働から20年以上が経過しており、施設の老朽化が進行しています。今後も安定した廃棄物処理を継続するために、施設の更新に向けての準備を進めています。

## ③ 消防施設

両地域の防災については、非常備消防として、8分団からなる319名の消防団員で組織され、常備消防体制と密接な連携を保ちながら地域防災活動を展開しています。

若者の減少等による団員確保の問題については、消防団退団者を支援団員として活用する制度等によって対策を図っています。

上水道の整備区域において、自治消防隊等が初期消火に活用できるよう消火栓及び消火栓ボックスを設置しています。今後は、団員確保とあわせて専門的技術の習得訓練・研修に努め、資質の向上を図るとともに上水道未整備区域の地域の形態に応じた消防施設・機能の充実を図る必要があります。

## ④ 公営住宅

朝倉地域においては72戸、杷木地域においては163戸(令和6年度末現在)の公営住宅を管理しています。

市営住宅等の供給は、住宅に困窮する低所得者に対する重要な施策の一つであり、老朽化している市営住宅の建替え及び個別改善などの年次的な整備を図る必要があります。

## ⑤ 火葬場

昭和61年に整備した杷木火葬場は、老朽化が進んでいます。これまでも火葬炉本体、機械関係の主要設備を中心に施設整備の改修等を行ってきていますが、今後、益々進むと思われる高齢化社会に配慮するとともに、すべての利用者のさらなる利便性・快適性向上のために施設整備が必要となっています。

## ⑥ 浸水被害

近年は線状降水帯の発生などにより市内で内水による浸水被害が生じています。市民の生命や財産、生活環境の保全のためにも浸水対策を図る必要があります。

## (2) その対策

- ① 上水道の給水能力の充実を図り、生活用水の安定的供給と衛生の向上に努める。
- ② 汚水処理計画に基づき、浄化槽等の設置を推進し、適正な維持管理に努める。
- ③ 新規ごみ処理施設を現施設敷地内に整備する。
- ④ 地域防災計画に基づき、消防施設や機能の充実を図り、防災体制の確立を図る。
- ⑤ 消防署及び医療機関との連携を強化し救急体制の充実を図る。
- ⑥ 公営住宅の年次計画的な維持管理に努める。
- ⑦ 火葬場の老朽化に対応するため、計画的な整備を推進する。
- ⑧ 浸水被害の軽減に努める。

- ⑨ 公園や上水道・汚水処理施設の整備、住宅の改修等により市民が安心して住み続けられる生活環境の整備を推進する。

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	上水道等施設整備事業	市	
	(2)下水処理施設 公共下水道 農村集落排水 施設 その他	特定環境保全公共下水道 事業	市	
		農業集落排水事業	市	
		浄化槽設置整備事業	市	
		浄化槽市町村整備推進事 業	市	
	(3)廃棄物処理 施設 ごみ処理施設	広域ごみ処理施設設置費 負担金	一部事務 組合	
	(4)火葬場	火葬場整備事業	市	
	(5)消防施設	車両購入事業負担金	一部事務 組合	
		消防団運営事業	市	消防車両・消防団施設整備
		消防水利整備事業	市	耐震性貯水槽等整備
	(6)公営住宅	公営住宅等整備事業	市	
	(7)過疎地域持 続的発展特別事 業 環境 防災・防犯	環境基本計画に基づく事 業の推進	市	
		がけ地近接等危険住宅移 転補助事業	市	
		住宅・建築物土砂対策擁 壁等改修補助事業	市	
		ブロック塀等撤去費補助 事業	市	
		木造戸建て住宅耐震改修 等補助事業	市	
(8)その他	浸水対策事業	市		

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、上水道、下水道、火葬場、消防施設、公営住宅の管理に関する基本的な方針を定めています。

##### 上水道:

今後の管路をはじめとする水道施設の更新については、水の安定供給を確保するため、引き続き、老朽管の計画的な更新を進めるとともに、施設等の計画的な更新と長寿命化、維持管理費用の低減に努めていきます。

##### 下水道:

流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道については、ストックマネジメント計画に基づき、施設の計画的な改築・更新を行っていきます。農業集落排水施設については、最適整備構想に基づき機能強化対策事業を継続的に行い、施設の改築・更新を行っていきます。

個別排水処理施設についても、施設の随時補修等を行い、維持管理に努めます。

また、将来的な公共下水道と農業集落排水の接続、未普及解消に向けて、方式にとらわれない整備を推進していきます。

##### 消防施設:

今後も継続使用を予定していますが、老朽化が進んでいる施設は改修等について検討していきます。

##### 公営住宅:

「朝倉市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の計画的な建替えや個別改善事業等を進めます。また、市営住宅の改修整備等を実施して計画的な維持管理を行います。その際、以下の基本方針に基づき整備を行います。

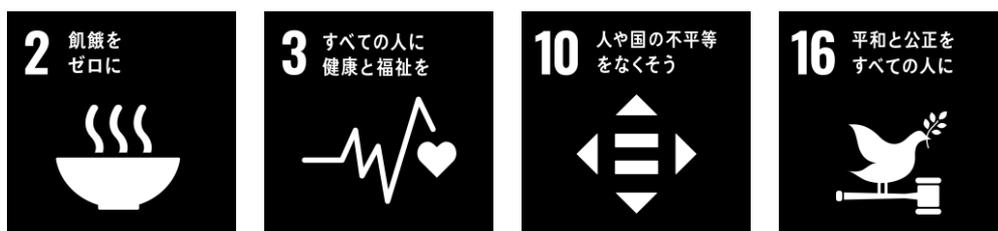
- ・安全に安心して住める環境づくり
- ・既存ストックの有効活用
- ・定住促進のための地域特性に合わせた多様な住宅供給

##### 火葬場:

火葬炉本体及び関連機械設備は定期的な保守点検整備を行い、その他の箇所は適宜、補修工事を行い継続して使用します。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進



### (1) 現況と問題点

#### ① 子育て環境

朝倉地域には、私立保育所が1施設、私立認定こども園が1施設、私立幼稚園が1施設、杷木地域には、市立保育所が4施設、私立認定こども園が1施設あり、子どもの心身の健全な成長を促し、心豊かな人づくりへの第一歩として極めて重要な役割を担っていますが、園児数の最近5年間の推移を見ても両地域とも減少しています。

#### 保育所等の児童数の推移

(基準日:各年4月1日)

	施設名	利用定員 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
朝倉地域	ひろにわ保育所	90	90	86	81	83	80
	充足率		100.00%	95.56%	90.00%	92.22%	88.89%
	大福幼稚園 ※2	90	50	57	61	70	66
	充足率		55.56%	63.33%	67.78%	77.78%	73.33%
	宮野幼稚園	80	41	28	24	26	19
	充足率		51.25%	35.00%	30.00%	32.50%	23.75%
	合計	260	181	171	166	179	165
充足率		69.62%	65.77%	63.85%	68.85%	63.46%	
杷木地域	松末保育所 ※1	20	0	0	0	0	0
	充足率		0%	0%	0%	0%	0%
	杷木保育所	90	38	37	34	24	21
	充足率		42.22%	41.11%	37.78%	26.67%	23.33%
	久喜宮保育所	70	41	36	37	38	35
	充足率		58.57%	51.43%	52.86%	54.29%	50.00%
	志和保育所	30	17	16	15	18	11
	充足率		56.67%	53.33%	50.00%	60.00%	36.67%
	どれみ保育園 ※2	51	54	50	42	36	27
	充足率		105.88%	98.04%	82.35%	70.59%	52.94%
合計	261	150	139	128	116	94	
充足率		57.47%	53.26%	49.04%	44.44%	36.02%	

(資料:市子ども未来課)

※1 松末保育所は平成30年度から休所しています。

※2 どれみ保育園は平成29年度から、大福幼稚園は令和2年度から認定こども園となりました。

共働き家庭等の増加に伴い、放課後、保護者が家庭にいない子どもの豊かで安全・安心な生活保障を行うため学童保育事業を行い、朝倉地域には2施設、杷木地域には1施設、小学校敷地内に学童保育所を整備し子育て支援を行っています。

## 学童保育所の児童数の推移

(基準日:各年5月1日、単位:人)

	施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
朝倉地域	朝倉東学童保育所	51	52	53	52	46
	大福学童保育所	38	42	46	46	46
杷木地域	杷木学童保育所	47	41	46	45	48
	合計	136	135	145	143	140

(資料:市子ども未来課)

近年、少子化や核家族化が進み、地域のつながりも希薄化するなど、家庭及び地域を取り巻く環境が変化し、子育てに不安や負担を感じてひとりで悩みを抱える保護者が増えていることから、家庭だけでなく、地域社会全体で子どもを守り育てていく環境づくりが求められています。

本市では、今後とも質の高い教育、保育を提供するため、ソフト、ハードの両面のさらなる充実に取り組みが必要であるとともに、家庭、地域、教育、医療、福祉の力を集結し、地域社会における子育て支援体制の一層の充実を図る必要があります。

## ② 高齢者等の保健及び福祉

本市では、健康づくり推進事業をはじめ生活習慣病予防・健康増進事業・介護予防事業・母子保健事業など幅広い施策を講じ、また、住民の検診結果等を蓄積、分析できるシステムにより住民の健康保持と疾病対策に取り組んでいます。

本市の令和7年3月末現在の高齢者人口は17,960人、高齢化率は36.1%と国の高齢化率29.3%を大きく上回っている状況にあり、年々人口に占める構成比は急速に増加している状況です。朝倉地域の65歳以上の高齢者数は2,997人、高齢化率は43.0%、杷木地域の65歳以上の高齢者数は2,354人、高齢化率は43.5%と市全体と比べて高くなっています。

このような中、今後は、後期高齢者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、何らかの支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

介護保険法及び老人福祉法に基づき本市では9期にわたる介護保険事業計画及び10期にわたる高齢者福祉計画を策定し、介護、介護予防、医療、生活支援サービス及び住まいが連携して、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、その人らしく自立した日常生活を営むことを地域全体で支援する「地域包括ケアシステム」を構築し、取り組みを推進してきました。

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り心身ともに健康でいきいきと暮らすためには、一人一人が自主的に取り組む健康づくりや介護予防、フレイル(加齢に伴い運動機能や認知機能が低下していく状態)予防はもとより、地域で暮らす全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り上げていく「地域共生社会」の実現を目指し、地域住民や関係機関等とより連携した取り組みが重要です。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加により買い物、ごみ出しなど、ちょっとした困りごとに対する生活支援が必要な高齢者が増えていくと見込まれます。地域の実情に応じて、多様なサービスの充実や地域の支え合いの体制づくりの推進が課題となってきます。

高齢者の総合相談窓口として、両地域を担当する比良松・杷木地域包括支援センターを設置しています。また、両地域に各1カ所老人福祉センターがあり、高齢者の相談支援や介護予防・生きがいくりの重要な役割を果たしています。

近年では高齢になっても仕事を続けるなど、社会で活動する元気な高齢者が増えており、高齢者の果たす役割への期待が高まっています。このため、高齢者の豊富な経験や知識、技能を活かすことができる就労の場を増やす等、高齢者が地域で活躍できる環境を整えていく必要があります。また、障がい者においても家庭や地域の中で、安心・安全に自立した暮らしができるための支援、働く場や社会活動の場を充実していく必要があります。

### 高齢化の推移（朝倉地域）

（単位：人）

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総 人 口	11,251	10,868	10,415	9,560	8,850	7,778	7,157	6,974
65歳以上人口	2,242	2,484	2,754	2,822	2,781	2,766	2,898	2,997
高 齢 化 率	19.9%	22.9%	26.4%	29.5%	31.4%	35.6%	40.5%	43.0%

（資料：令和2年までは「国勢調査」令和7年は「住民基本台帳」（令和7年3月末時点）によるもの）

### 高齢化の推移（杷木地域）

（単位：人）

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総 人 口	9,439	9,023	8,649	8,151	7,544	6,793	5,595	5,414
65歳以上人口	1,675	1,986	2,184	2,223	2,233	2,322	2,246	2,354
高 齢 化 率	17.7%	22.0%	25.3%	27.3%	29.6%	34.2%	40.1%	43.5%

（資料：令和2年までは「国勢調査」令和7年は「住民基本台帳」（令和7年3月末時点）によるもの）

## （2）その対策

- ① 朝倉市子ども計画に基づき、児童の健全育成のための環境づくりを推進する。
- ② 多様化する保育ニーズに対応した保育時間の延長など保育機能の充実向上に努める。
- ③ 公立保育所アクションプランをふまえ、保育サービスの維持・確保に努める。
- ④ 各家庭の自立を図るため、そのケースに応じた助成や貸付制度など経済的援助施策を実施し母子・父子福祉を推進する。
- ⑤ 日常生活圏域を踏まえた介護サービス提供基盤の充実や介護給付の適正化を図り、持続可能な介護保険制度の構築を推進する。
- ⑥ 高齢者が健康でいきいきと自分らしい生活を維持していくため、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止を推進する。
- ⑦ 支援や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で生活できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に努める。
- ⑧ 高齢者が生きがいを持って生活し、社会参加ができ、地域住民が相互に支え合う体制づくりを推進する。
- ⑨ 介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい生活が続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などのサービスが切れ目なく一体的に提供されるよう地域包括ケア

システムの深化・推進に努める。

- ⑩ 複合化した生活課題に対応するため、地域包括支援センターの機能強化や包括的な支援体制の構築など、相談支援体制の充実に努める。
- ⑪ 高齢者が中重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者福祉サービスや介護サービスの充実に取り組むとともに、それを支える人材の確保・育成に努める。
- ⑫ 住民各世代の福祉意識の高揚を図るため、生涯学習活動等との連携のもと福祉講座の開催や学校での福祉活動の体験など福祉教育の啓発を推進する。
- ⑬ ノーマライゼーションの実現に向け、障がいを持った人が地域の中で安心・安全に生活できる環境づくりや、社会活動に積極的に参加できるような社会環境の整備など障がい者福祉の充実に努める。
- ⑭ ボランティアの育成と活動を推進し、福祉サービスの質の向上に努める。

### (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及 び福祉の向上及び 増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育所等建設事業	市		
		保育所等整備事業	市		
	(3)高齢者福祉施設 老人福祉センター	老人センター管理運営事業	市		
	(8)過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障がい 者福祉	健康づくり	保育人材確保事業	市	
			シルバー人材センター推進事業	市	
			一般介護予防事業	市	
			介護予防・生活支援事業	市	
			障がい福祉サービス事業	市	
			地域生活支援事業	市	
			身体障がい者補装具給付事業	市	
			老人クラブ推進事業	市	
			健康診査事業	市	
			健康づくり推進事業	市	
			保健師活動事業	市	
			母子保健事業	市	
予防接種事業			市		

		国保健康づくり事業	市	
		特定健康診査等事業	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、保健・福祉施設、子育て支援施設の管理に関する基本的な方針を、「地域における福祉活動に向けて、住民同士の交流を促進するため、子育て支援施設、高齢者福祉施設等の既存の施設の活用を含めて、福祉拠点の整備、充実に努めます。」「また、保育所は、公立保育所再編基本方針(現:公立保育所アクションプラン)に基づき、適正配置を今後検討していきます。」と定めています。また、志和保育所、松末保育所については、個別施設計画において、「施設の再編を検討しているため、今後の方針に合わせて施設のあり方を検討します。久喜宮保育所は個別施設計画期間内(令和3年度～令和12年度)に建築後40年以上経過し、長寿命化改修時期を迎えているため、計画期間内での長寿命化改修の実施を検討します。」と定めています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

## 8 医療の確保



### (1) 現況と問題点

現在、両地域には総合病院はありませんが、内科系診療所6箇所、外科系診療所1箇所、歯科診療所7箇所の医療施設があり、地域医療の重要な役割を担っています。その中には、市直営の朝倉市国民健康保険直営診療所があります。

しかし、特定診療や手術を要する重症患者については他地域の総合病院に依存している状況です。

また、休日・夜間の初期救急については、朝倉医師会病院に併設されている休日夜間急患センターや在宅当番医で対応し、2次救急については、朝倉市内の3病院が参加する病院群輪番制により対応していますが、医療をめぐる環境は、急激な高齢化の進展、疾病構造の変化、医療の高度・専門化の進展等により大きく変化しています。

国民皆保険制度を支える国民健康保険事業は、特に高齢者が多く、その医療費負担が年々増加し、一般被保険者の減少や保険税負担能力の低い者の加入割合が高くなっていることから、国保被保険者保険税負担は限界に近づいています。

しかし、住民の医療に対する要望は非常に強く、住民の安全と健康を守るため日頃の健康づくりや疾病予防の推進体制と、疾病予防からリハビリを含めた医療体制の連携による一貫した地域保健医療体制の充実強化を図る必要があります。

朝倉市国民健康保険直営診療所では、市の直営である機能を活かし、特定健診を含む半日人間ドック健診などの健康づくり推進事業等に取り組んでいます。

今後は、地域住民の自主的健康づくりを実践する機運を高め、疾病予防面での健診意識の高揚や保健指導体制をより一層充実させるとともに、地域保健所、医療機関等、関係機関との連携を密にして、健康管理体制を充実させていく必要があります。

### (2) その対策

- ① 国の健康日本21及び朝倉市健康増進計画(元氣ばい朝倉21)の推進により健康づくり事業の強化充実を努める。
- ② 一次予防を推進し、各種検診の充実を図るなど健康管理指導体制の強化を努める。
- ③ 保健・医療・福祉の連携を密にするとかかりつけ医師の協力により地域保健医療体制の充実を図る。
- ④ 広域的連携のもと、高次医療・救急医療体制の充実を図る。
- ⑤ 朝倉市国民健康保険直営診療所を活用し、地域医療の充実を図り、健康づくり推進事業や生活習慣病予防事業等を推進するため、診療所施設整備等の環境整備を実施する。

### (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所	朝倉市国民健康保険直営 診療所施設整備事業	市	
	(3)過疎地域持続 的発展特別事業 その他	病院群輪番制事業	一部事務 組合	
		休日夜間急患センター運営 事業	一部事務 組合	
		在宅当番医制事業費負担 金	一部事務 組合	
		歯科休日急患診療事業負 担金	一部事務 組合	
		看護人材確保事業	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、朝倉診療所の管理に関する基本的な方針を、「1973年(昭和48年)3月に竣工しており、老朽化が進んでいるため建替え等施設整備の検討をしていきます。」と定めています。また、個別施設計画においても同様に整理しており、現在建替え工事を実施しています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

## 9 教育の振興



### (1) 現況と問題点

#### ① 学校教育

義務教育施設として、朝倉地域は市立の小学校が2校、中学校が1校、杷木地域は市立の小学校が1校、中学校が1校あります。児童生徒数について、両地域において令和3年と比較すると令和7年までの4年間で39人減少している状況です。

今後も、少子化により、児童生徒数は、さらに減少すると推測されるため、児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営において様々な影響が危惧されています。また、施設面では、市内小中学校の教育施設環境の均衡を図るうえでも校舎や体育館など施設の長寿命化改修や大規模改造事業はもとより、空調整備、トイレ改修、バリアフリー化など設備にかかる環境改善事業も進める必要があります。

さらには、「総合的な学習の時間」の積極的な取り組みにより教育内容の充実や教職員の資質の向上、家庭・地域社会との交流などの教育環境づくりを促進し、自主性、創造性豊かな児童生徒の育成を図るとともに、国際化や情報化などの社会変化にも即応できる「知・徳・体」の調和のとれた人格の形成をめざす教育活動の推進が必要です。

#### 小中学校児童生徒数・学級数の推移

(基準日:各年5月1日)

	学校名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
朝倉地域	朝倉東小学校	児童数	173	171	176	167	153
		学級数	10	10	9	8	8
	大福小学校	児童数	155	164	174	161	156
		学級数	9	9	11	11	11
杷木地域	杷木小学校	児童数	208	210	204	212	211
		学級数	9	11	10	11	10
	小学校合計	児童数	536	545	554	540	520
		学級数	28	30	30	30	29
朝倉地域	比良松中学校	生徒数	167	151	153	159	180
		学級数	8	8	9	9	9
杷木地域	杷木中学校	生徒数	134	121	115	94	98
		学級数	9	7	6	5	5
	中学校合計	生徒数	301	272	268	253	278
		学級数	17	15	15	14	14

(資料:学校基本調査)

#### ② 社会教育

情報化や国際化の進展、社会の成熟化、高度化に伴い住民の学習ニーズは益々多様化し増加する傾向があります。学校教育での素地づくりを基盤とし、自己啓発、生活・職業能力の向上、さらには地域社会づくりに参加するため、必要に応じて自発的・継続的に行う学習の場が必要となっています。「住民一人一人が生涯にわたって実践する学習活動」という生涯学習の基本的な考え方にに基づき、文

化活動、スポーツ活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動など社会教育の振興を図り、住民の学習ニーズに応えるとともに生活文化の振興、社会福祉の増進に努める必要があります。

両地域の社会教育活動は、各区に設置されている自治公民館・生涯学習センター・原鶴振興センター(サンライズ杷木)・男女共同参画センターなどの施設を中心に、“高齢者大学・幼児教育学級・家庭教育学級など各種の学級や講座活動”、“講習会、講演会等の開催”、“図書資料等の公開及び貸し出し”、“体育・レクリエーション行事の開催”、“その他、教育・学術・文化に関する各種活動”が展開されています。

人権教育においては、同和問題をはじめとするあらゆる差別に対する意識の高揚を図るとともに、住民一人一人が人権についての正しい認識と理解を持ち、人が人として尊重される地域に根差した人権教育の推進に努めます。

男女共同参画の推進では、男女共同参画社会を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を負うべき社会」として捉え、その実現に向けて取り組むべき施策を総合的・体系的に整備推進していかなければなりません。

社会体育面においては、朝倉地域体育施設や原鶴振興センター、各学校の体育館、杷木球場等を利用して、活発なスポーツ活動が展開されています。今後はスポーツ活動を通じて、住民間のコミュニケーションの機会を広げ、住民相互の交流を深めるため、老朽化した施設の再整備や、スポーツイベントの開催、情報サービスの拡充に努め、住民が健康で明るく活力ある生活が送れるよう、生涯スポーツ・レクリエーションの振興を図ることが必要です。

## (2) その対策

- ① 家庭・地域・学校との連携を強化すると共に地域の教育力の向上を図る。
- ② 学校施設の長寿命化・大規模改造改修や学校設備等の環境改善を図る。
- ③ 学校教育の情報化(ICT化)の進展に合わせ適切に環境及び機器の拡充を図る。
- ④ 「総合的な学習の時間」の充実により、個性を重視し、体験学習等を通して生きる力を育み、豊かな心を育てる教育を推進する。
- ⑤ 国際化・情報化時代などの社会変化に即応できる人材の育成に努める。
- ⑥ 国際交流や情報の提供などを通じて国際感覚豊かな人材の育成を図る。
- ⑦ 青少年の健全育成を促進するための事業を推進する。
- ⑧ 地域を担う人材育成のための講座等の充実や地域ネットワークづくりの推進を図る。
- ⑨ 指導者の養成や各種スポーツプログラムの開発・導入を図り、年齢やライフスタイルに応じた多様なスポーツ・レクリエーション活動の推進と施設の充実を図る。
- ⑩ あらゆる人権問題を住民一人一人が自らの問題であると認識し、自主的かつ主体的に取り組む学習環境づくりを進める。
- ⑪ 生涯学習計画を策定し、生涯学習活動や生きがいづくり等の充実を図る。
- ⑫ 政策、方針決定過程への女性参画の機会の拡大を推進する。
- ⑬ 地域情報システムの開発・整備を促進すると共に、学校教育や生涯学習などにおいて情報関連講座や研修の開催など情報化に対応した学習機会の拡充を図り、情報活用能力の向上に努める。

### (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連 施設	小中学校特別教室等空調 整備事業	市		
		校舎	小中学校施設整備事業	市	
		屋内運動場	小中学校屋内運動場整備 事業	市	
		屋外運動場	小中学校屋外運動場整備 事業	市	
		水泳プール	小中学校水泳プール整備 事業	市	
		スクールバス・ ポート	スクールバス更新事業	市	
		給食施設	小中学校給食施設整備事 業	市	
		その他	小中学校無線LAN更新事 業	市	
	(3)集会施設、体 育施設等	集会施設	集会施設等建設事業	市	
			杷木地域生涯学習センター 管理事業	市	施設改修、設備更新等
			朝倉地域生涯学習センター 管理事業	市	施設改修、設備更新等
		体育施設	男女共同参画センター改修 事業	市	施設改修、設備更新等
	体育施設整備事業		市	体育館、球場、テニスコート整備 等	
	(4)過疎地域持続 的発展特別事業	その他	地域活動指導員設置事業	市	
			小学校跡地活用事業	市	
			人権・同和教育対策事業	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、学校教育系施設の管理に関する基本的な方針を、「学校施設の耐震化は2015年度(平成27年度)に完了していますが、安全・安心な学習環境を提供するため、学校施設のバリアフリー化等の整備・管理に努めます。また、児童生徒数が減少傾向にある現状を鑑み、学校規模の適正化を図ります。」と定めています。さらに、スポーツ施設の管理に関する基本的な方針を、「スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興に努めるとともに、社会体育施設の整備充実及びサービスの質の向上を図ることにより、利用を促進します。また、スポーツ・レクリエーション施設や公園については、指定避難所・指定緊急避難場所としての役割も担うことから、老朽化に伴う施設・設備(遊具等)の随時補修を進め、適切な維持管理を図ります。」と定めています。また、小・中学校については、個別施設計画において、「長寿命化改修の実施については、今後10年以内に時期を迎える建物、またはすでに迎えている建物のうち、劣化状況調査により、広範囲に劣化と判定された部位のある建物を対象に実施を検討します。」と定めています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

## 10 集落の整備



### (1) 現況と問題点

本市では17のコミュニティが組織され、地域住民と市が協働で地域の防犯や防災、生活環境、健康づくり等の活動を実施しています。朝倉地域では「朝倉地域コミュニティ協議会」、杷木地域では「松末地域コミュニティ協議会」、「杷木コミュニティ協議会」、「久喜宮地域コミュニティ協議会」、「志波地域コミュニティ協議会」を中心に活発に地域活動を行っています。

しかし、地域の人口減少や人口構造の変化によりコミュニティの組織力や地域防災の機能低下が懸念されています。また、住民ニーズや地域の課題が複雑かつ多様化し、地域活動の維持・発展に影響を与えています。

コミュニティ活動を持続・発展的に行うために住民意識の高揚に努め、集落支援員や地域おこし協力隊などの外部からの人材を活用するなど、地域の更なる発展のためにも地域と行政が協力し、まちづくりを進めていく必要があります。

あわせて、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備を進めていくことが必要です。

### (2) その対策

- ① 地域コミュニティの維持や組織強化を図るとともに、適切な助言及び可能な支援を行い、協働のまちづくりを推進する。
- ② 地域住民が安心・安全を実感でき、健やかにいきいきと暮らせるように、防災・防犯対策や健康づくり、地域福祉の向上、環境保全等の地域コミュニティが中心となって行う取り組みを支援する。
- ③ 市民活動団体の活性化を目的として、団体同士の交流や団体加入への啓発を実施する。
- ④ 地域コミュニティを中心に、地域の伝統や文化を通して住民同士のつながりを深めながら、共助の精神を育む活動に取り組み、次世代の地域リーダーとなれるような人材の育成と、若年層が地域外へ転出しても、両地域へ戻り生活したいと思えるような環境を整える。
- ⑤ 市民が快適に住み続けられる住環境の向上を図るため、空き家対策、宅地嵩上げ又は浸水防止施設の設置による浸水被害の防止・軽減、民間活力導入による住宅団地の整備を推進し、定住促進を図るとともに既存集落の活性化を推進する。

### (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備 考
9 集落の整備	(1)過疎地域集落 再編整備	宅地嵩上げ等浸水対策促 進事業	市	
	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備	空き家対策事業	市	家屋解体事業
		地域コミュニティ推進事業	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業なし

## 1 1 地域文化の振興等



### (1) 現況と問題点

文化の時代ともいわれる今日、生活意識が趣味・生きがいといった心の豊かさなど、文化的価値を重視する方向に変化してきています。芸術・文化は個性や独自性を生み出す重要な要素であると共に、文化財や伝統芸能・行事は、その地域にとって歴史そのものであり、先人たちが育み継承してきた貴重な財産です。

両地域は、民俗行事やまつり、伝統工芸などの多様な伝統文化、美しい自然環境や景観、そして歴史的に貴重な史跡・文化遺産を数多く有しており、これら先人が残した貴重な財産の保存・継承に努め、史跡公園としての環境整備など、地域固有の文化環境の形成を進め、地域性豊かな文化の創造を進めていく必要があります。

### (2) その対策

- ① 文化協会や各種サークルなどの自主的活動を支援するとともに、各種講演会や音楽祭、シンポジウムの開催など芸術・文化活動の振興を図る。
- ② 適切な保護と周辺整備を進めるなど文化財の保存・継承に努め、歴史と伝統文化に親しむ活動の推進を図り、地域性豊かな文化の創造に努める。
- ③ 伝承のための後継者やボランティアの育成を支援し、民俗行事や祭り、伝統工芸など伝統文化の保存・継承に努める。

### (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興 施設等 地域文化振興 施設 その他	原鶴振興センター改修事業	市	
		史跡杷木神籠石公園環境 整備事業	市	
	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	文化団体連合会補助事業	市	杷木文化協会、朝倉文化協会
		地域文化財保全事業	市	堀川用水及び朝倉揚水車維持 管理補助・古塔塚のナンジャモン ジャ維持管理
		百人一首活用事業	市	

#### **(4) 公共施設等総合管理計画等との整合**

公共施設等総合管理計画では、社会教育系施設・市民文化系施設の管理に関する基本的な方針を、「社会教育系施設や市民文化系施設については、老朽化に伴う随時補修を進めるとともに、長寿命化を計画的に進めていきます。また、利用が少なく、コストパフォーマンスが低い一部の施設については、廃止等も検討します。」と定めています。また、朝倉市多目的施設原鶴振興センターについては、個別施設計画において、「個別施設計画期間内(令和3年度～令和12年度)に築40年を迎えるため、長寿命化改修の実施を検討します。」と定めています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進



### (1) 現況と問題点

2020年10月に菅内閣総理大臣は、2050年カーボンニュートラル(実質排出ゼロ)を宣言しました。その実現に向けて、2021年4月の地球温暖化対策推進本部で、2030年度における温室効果ガス削減目標を2013年度比で46%削減すると同時に50%削減の高みに向けて挑戦を続けると発表しました。

こうした国の方針を踏まえ、本市においても地球環境問題への対応を強化するため、令和4年1月に「朝倉市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。また、令和元年7月には「朝倉市バイオマス産業都市構想」を策定し、生ごみや木くず、林地残材などのバイオマス資源からのエネルギー創出により、環境にやさしいまちづくりやバイオマス活用産業で雇用が創出されたまちづくりを将来像としています。民間事業者が市内にバイオマス利活用施設を建設することを支援・推進することにより、廃棄物処理量の抑制、地域内資源循環の促進、低炭素社会の構築を目指しています。

再生可能エネルギーの必要性・重要性が益々高まるなか、バイオマス発電や太陽光発電以外の新エネルギーについても積極的に推進し、市民や事業者へ導入の効果等の情報を周知し環境に配慮した持続可能なエネルギーの導入の支援を行う必要があります。

### (2) その対策

- ① バイオマス利活用施設に対するマイナスなイメージを払しょくするため、啓発を図る。
- ② 新エネルギーの導入の効果等を広く啓発する。
- ③ 国の事業をホームページ等に掲載し、活用できる補助金を周知する。

### (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	朝倉市バイオマス産業都市構想推進事業	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業なし

## 1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項



### (1) 現況と問題点

平成29年7月九州北部豪雨は多くの市民の尊い命と財産を奪い、道路や橋りょう、農地、商工業施設などへの被害をもたらしました。平成30年3月に策定した「朝倉市復興計画」によると、朝倉地域では道路の被害が80路線、橋りょうが9箇所、河川が14河川、林道が1路線、杷木地域では道路が94路線、橋りょうが46箇所、河川が41河川、林道が27路線と多くの生活基盤施設が被害を受けたことにより、交通ネットワークの分断や断水、停電などが発生しました。また、農地・農業用施設等では朝倉地域で1,036.8ha、54.7億円、杷木地域で442.7ha、62.8億円の被害が発生しました。

現在、復興ビジョンとして「山・水・土、ともに生きる朝倉」を掲げ、3つの基本理念をもとに、市民と市が主体となり、国・県、関係機関等と協働して復旧・復興に取り組んでいます。河川や橋りょう、砂防・治山施設、ため池、ダム等について、関係機関等と協議しながら、必要に応じて防災・減災対策を行っていきます。ソフト面においても平成29年7月九州北部豪雨の教訓・記憶を風化させず、後世に伝え、将来の災害において市民の命を守る安全な地域づくりを進めるために、多様な情報収集・情報伝達手段の確保や地域防災組織の育成・強化、防災教育・被災体験の伝承等を通じた防災意識の更なる向上を図っていきます。

「朝倉市復興計画」の3つの基本理念

(基本理念1) 安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生

(基本理念2) 市民の命を守る安全な地域づくり

(基本理念3) 地域に活力をもたらす産業・経済の復興

### (2) その対策

- ① 防災・減災のために国・県と協力し、砂防、治山等の安全対策を行う。
- ② 森林の持つ水源かん養機能等の持続的な発揮に向けた取り組みを支援し、健全な森林づくりを推進する。
- ③ 地域住民が安心して生活できるように、地域防災組織の強化や防災意識の向上、被災体験の伝承等に地域コミュニティと連携し取り組む。また、地域コミュニティの組織、活動基盤の強化を図るなど、地域の持続的発展のための支援に取り組む。

### (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	復興実施計画に基づく事業の推進	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業なし

## 1.4 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）

本計画の各施策における過疎地域持続的発展特別事業について、下記に再掲する。

### 事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	移住・定住推進事業	市	【効果】 移住者への支援を行い、定住が 期待できる。
		移住定住交流センター運営事業	市	【効果】 移住者への支援を行い、定住が 期待できる。
		あさ暮らし移住・定住支援金事業	市	【効果】 移住者への支援を行い、定住が 期待できる。
		あさ暮らし住宅補助事業	市	【効果】 市民、転入者への支援を行い、 住環境の向上、移住定住が期 待できる。
		子育て世代定住促進事業	市	【効果】 子育て世代への支援を行い、人 口減少の緩和が期待できる。
		あさくら“縁”結び応援事業	市	【効果】 結婚を希望する方への支援を行 い、人口減少の緩和が期待でき る。
		空き家利活用事業	市	【効果】 空き家を利活用し、移住定住の 促進、地域の活性化が期待でき る。
	地域間交流	広域連携事業	市	【効果】 他地域との交流が促進され、新 しい魅力の発見が期待できる。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	土づくり事業	個人	【効果】 農産物の品質向上、畜産環境 改善及び堆肥の地産地消を促 進する。
		農地改良復旧土づくり事業	個人	【効果】 農地復旧後の営農意欲と農産 物の品質向上を促進する。
		中山間地域等直接支払制度事 業	市	【効果】 生産条件不利地に交付金を交 付することによって、農業生産 活動を維持し、多面的機能を確 保する。
		秋王産地化推進事業	各種 団体	【効果】 柿の秋王苗購入支援を行い、特 産果樹の振興が期待できる。
		ハゼ苗代購入費補助金	個人	【効果】 ハゼ苗購入の支援を行い、農産 加工品開発が期待できる。

	商工業・6次産業化	特産農産物振興・6次産業化推進事業補助金	個人	【効果】 市内農産物を使った6次産業化の開発が期待できる。
	観光	プレミアム付商品券発行補助事業	市	【効果】 地域商店での使用を目的としており、地域経済の活性化が期待できる。
		原鶴温泉旅館協同組合補助金	各種団体	【効果】 交流人口の増加が期待できる。
		商工会事業費補助金	各種団体	【効果】 中小企業支援による人口流出抑制が期待できる。
		ひまわり等植栽事業	市	【効果】 交流人口の増加が期待できる。
		原鶴温泉振興イベント開催事業補助金	各種団体	【効果】 交流人口の増加が期待できる。
		あさくら祭り開催補助事業	各種団体	【効果】 交流人口の増加が期待できる。
		観光宣伝委託事業	各種団体	【効果】 交流人口の増加が期待できる。
		三連水車感謝イベント事業補助金	各種団体	【効果】 交流人口の増加が期待できる。
		筑後川鵜飼振興協議会補助金	各種団体	【効果】 交流人口の増加が期待できる。
		宿泊助成事業	市	【効果】 交流人口の増加が期待できる。
	企業誘致	鵜飼鑑賞船持続助成事業	各種団体	【効果】 交流人口の増加が期待できる。
		宿花火大会事業補助金	各種団体	【効果】 交流人口の増加が期待できる。
		川の駅管理事業	市	【効果】 交流人口の増加が期待できる。
		企業誘致事業	市	【効果】 雇用確保による人口の増加が期待できる。
3 地域における 情報化	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 デジタル技術活用	防災情報伝達システム整備事業	市	【効果】 デジタル技術を活用し、情報伝達手段の多重化・多様化が期待できる。
		高齢者スマホ活用講座	市	【効果】 デジタル技術を活用し、情報伝達手段の多重化・多様化が期待できる。
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通 交通施設維持	コミュニティバス事業	市	【効果】 地域公共交通の維持・確保が期待できる。
	その他	道の駅管理事業	市	【効果】 交流人口の増加が期待できる。
		橋りょう点検事業	市	【効果】 道路交通の安全性の確保が期待できる。

5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 環境  防災・防犯	環境基本計画に基づく事業の推進	市	【効果】 自然が守り育てられ、人が安全快適な暮らしができる良好な環境を築くことが期待できる。
		がけ地近接等危険住宅移転補助事業	市	【効果】 市民への支援を行い、安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。
		住宅・建築物土砂対策擁壁等改修補助事業	市	【効果】 市民への支援を行い、安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。
		ブロック塀等撤去費補助事業	市	【効果】 市民への支援を行い、安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。
		木造戸建て住宅耐震改修等補助事業	市	【効果】 市民への支援を行い、安心して暮らせる生活環境の向上が期待できる。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉  高齢者・障がい者福祉	保育人材確保事業	市	【効果】 保育人材を確保し地域保育所等の体制を整えることで、地域住民が安心して生活することが期待できる。
		シルバー人材センター推進事業	市	【効果】 高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、技能を発揮できる就労・雇用の場として期待できる。
		一般介護予防事業	市	【効果】 高齢者への支援を行い、通いの場や、人と人とのつながりを通じて地域住民同士で助け合う体制づくりが期待できる。
		介護予防・生活支援事業	市	【効果】 介護予防、要介護状態の軽減及び悪化の防止、日常生活の支援を行うことで、自立した生活を送れる高齢者の増加が期待できる。
		障がい福祉サービス事業	市	【効果】 障がい者等への福祉サービスの提供により社会生活を円滑に行うことが期待できる。
		地域生活支援事業	市	【効果】 障がい者等に支援を行うことにより社会への参加や地域で安心して生活できる環境が期待できる。
		身体障がい者補装具給付事業	市	【効果】 身体障がい者へ補装具の支給、修理の費用を補助することにより日常生活を円滑に行えることが期待できる。

健康づくり		老人クラブ推進事業	市	【効果】 老人クラブ活動を支援することで地域組織の継続と互助活動の活性化が期待できる。
		健康診査事業	市	【効果】 健康診査の実施により、がん等の病気を早期発見・早期治療することが期待できる。
		健康づくり推進事業	市	【効果】 住民の体力や運動機能の維持・向上により、長期にわたり健康でこころ豊かな生活をおくることが期待できる。
		保健師活動事業	市	【効果】 個別の相談等を行うことで、地域住民の健康への疑問や不安を解消することが期待できる。
		母子保健事業	市	【効果】 妊婦健診・乳幼児健診等を実施することで、安心して出産・子育てをすることが期待できる。
		予防接種事業	市	【効果】 子どもや高齢者が罹患しやすい疾病を予防し、まん延を防ぐことが期待できる。
		国保健康づくり事業	市	【効果】 生活習慣病を早期発見し、重症化を予防することが期待できる。
		特定健康診査等事業	市	【効果】 生活習慣病を早期発見し、重症化を予防することが期待できる。
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 その他	病院群輪番制事業	一部 事務 組合	【効果】 2次救急の体制を整えることで、地域住民が安心して生活することができる。
		休日夜間急患センター運営事業	一部 事務 組合	【効果】 初期救急の体制を整えることで、地域住民が安心して生活することができる。
		在宅当番医制事業費負担金	一部 事務 組合	【効果】 休日に受診可能な地域医療機関の体制を整えることで、地域住民が安心して生活することが期待できる。
		歯科休日急患診療事業負担金	一部 事務 組合	【効果】 休日に受診可能な地域歯科医療機関の体制を整えることで、地域住民が安心して生活することが期待できる。
		看護人材確保事業	市	【効果】 看護人材を確保し地域医療機関の体制を整えることで、地域住民が安心して生活することが期待できる。

8 教育の振興	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 その他	地域活動指導員設置事業	市	【効果】 指導員を設置し、家庭・地域の教育力向上、人権教育・啓発に向けた活動を行うことで、地域の教育力向上が期待できる。
		小学校跡地活用事業	市	【効果】 小学校跡地を地域コミュニティ拠点施設として運用することで、地域活動の活性化が期待できる。
		人権・同和教育対策事業	市	【効果】 地域や家庭での教育力が向上し、人権教育啓発の推進に期待ができる。
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	空き家対策事業	市	【効果】 住環境の向上、既存集落の活性化が期待できる。
		地域コミュニティ推進事業	市	【効果】 地域コミュニティの維持・組織強化を行うことで、地域の活性化が期待できる。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	文化団体連合会補助事業	市	【効果】 文化団体への補助を行い、地域の自主的芸術・文化活動の振興が期待できる。
		地域文化財保全事業	市	【効果】 助成・協力を行うことで、特色ある地域の文化の継承が図られるほか、郷土愛の醸成が期待できる。
		百人一首活用事業	市	【効果】 百人一首のゆかりの地としてPRを行い、地域文化の振興・継承が期待できる。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー利用	朝倉市バイオマス産業都市構想推進事業	市	【効果】 地球温暖化防止、低炭素社会の構築、リサイクルシステムの確立、雇用の創出に期待ができる。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		復興実施計画に基づく事業の推進	市	【効果】 平成 29 年 7 月九州北部豪雨による復旧・復興事業を具体化し、策定した復興実施計画をもとに事業を行うことで地域の再生・発展が期待できる。